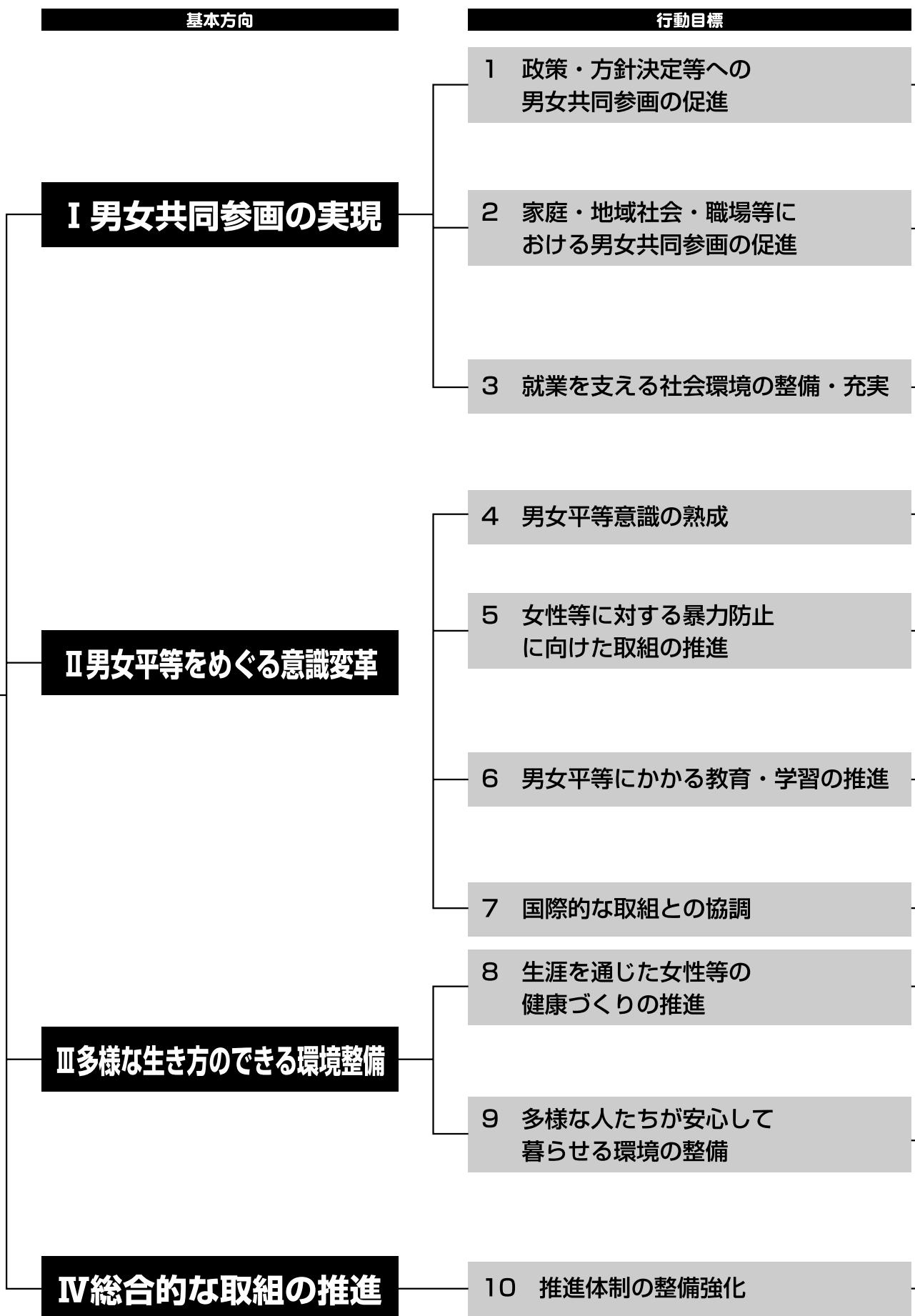


第3章 計画の体系と内容

1 施策の方向と体系	16
2 計画推進のイメージ図	18
3 施策の内容	
I 男女共同参画の実現	22
II 男女平等をめぐる意識変革	40
III 多様な生き方のできる環境整備	56
IV 総合的な取組の推進	66

1 施策の方向と体系

目標
互いに個性を尊重しあい 一人ひとりが輝いて生きられるまち ひこね



推進課題	施策の方向
①審議会・委員会など意思決定の場への男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会・委員会等への女性の登用 ●市女性職員の管理・監督職等への積極的登用、制度の確立
②企業・事業団体等の意思決定の場への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●職場での管理・監督職や各種団体役員への女性の登用と男女共同参画の促進
③家庭・地域社会での男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりや地域活動への男女共同参画の実現 ●市民活動の支援・市民活動との協働 ●仕事と家庭等の両立支援と働き方の見直し ●子育て支援の充実
④職場等での男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●職場での積極的改善措置導入促進・男女共同参画の実現 ●雇用の場における機会均等と男女平等の確保 ●農林水産業・商工自営業等における男女共同参画
⑤女性の能力開発	<ul style="list-style-type: none"> ●女性のチャレンジ支援 ●男女対等な職業観・労働觀に立った教育啓発
⑥働く者の健康の増進	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の健康に関する保護制度の浸透 ●健康の保持増進
⑦労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●育児・介護環境の確立 ●多様な働き方に応じた就業条件の整備促進
⑧男女平等意識の啓発・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●メディアによる人権尊重の推進 ●情報、資料の収集・提供・発信 ●あらゆる機会を通しての啓発 ●市民等の意識調査および研究
⑨女性等に対するあらゆる暴力をなくす取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成 ●ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）の防止に向けた取組の推進 ●職場やあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組の推進 ●性暴力・ストーカー行為等の防止に向けた取組の推進
⑩家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●個性と能力を育てる家庭教育の啓発 ●男女平等教育に関する講座などの充実
⑪学校教育・保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●男女平等教育の充実 ●教職員の意識の向上
⑫社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する学習の充実 ●地域性を踏まえた学習や啓発の充実 ●男女平等観に立ったリーダーの育成
⑬市民啓発と多文化共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●国際理解のための市民啓発 ●外国籍市民と共生するまちづくり
⑭女性の健康の保護に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の健康の保護に関する啓発等の推進 ●思春期における心と体の発達についての学習の推進
⑮生涯にわたる健康づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●性差別意識の払拭 ●男女共に生涯にわたる健康の保持増進
⑯高齢者の自立と安定した暮らしの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的・精神的に安定した生活の確保を図り、生き生き暮らすための支援 ●地域での支援体制の充実 ●男女が共に介護を担うための支援
⑰ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活の自立支援 ●地域活動等に参加できる環境づくり
⑱障害のある人たちの自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の生き方を尊重し、共感して生きる男女共同参画社会の実現
⑲推進体制の強化と施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●推進本部体制の強化 ●男女共同参画実現のための施策の充実 ●市民・企業等とのパートナーシップの強化
⑳相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の充実と情報の提供 ●相談員の研修の充実と情報ネットワークの強化

2 計画推進のイメージ（彦根市はこんな男女共同参画社会を目指します。）



男女共同参画社会の実現のイメージ

- 意思決定の場に女性の参画が進められ、女性の能力が生かされます。
- 仕事と家庭等との両立支援と働き方の見直しが行われ、生涯を通して充実した家庭生活が送ることができます。
- 地域社会や学校などのあらゆる場での教育により、市民の男女平等意識が熟成されます。
- 女性等に対するセクハラやDVなどの暴力をなくす取組が推進され、誰もが安心して暮らせる社会が実現されます。
- 女性、男性の性が尊重され、お互いに理解し協力し合える社会が築かれます。
- 高齢者、ひとり親家庭、障害者など多様な人たちが安心して暮らせる環境が整備されます。



I

男女共同参画の実現

行動目標 1	政策・方針決定等への男女共同参画の促進………	22
2	家庭・地域社会・職場等における男女共同参画の促進…	26
3	就業を支える社会環境の整備・充実……………	32

政策・方針決定等への 男女共同参画の促進

男女共同参画社会が実現するとこのようになります。

社会のあらゆる分野で女性の考え方や意見が反映され、女性が男性と対等な構成員として、持てる能力を発揮したり、自らの地位向上を図ることができます。

また、従来の男性中心で形成された社会システムが是正され、男女のバランスのとれた、共に暮らしやすい社会システムになります。

【現状と課題】

社会のあらゆる分野へ男女が対等に参画していくために、政策・方針決定の場への女性の参画を促進することは、民主主義の基本であるとともに女性の意見を反映させるための必要条件です。

しかし、政治や行政などの公的分野、民間企業や各種団体などの分野においても、施策・方針決定の場への女性の参画は非常に少なく、女性の能力が発揮できているとはいえない状況です。女性が社会のあらゆる分野で力を持った存在（女性のエンパワーメント^{*1}）になるには、女性の活動が正しく評価され、今後の組織運営に女性の意見が反映されるよう働きかけていく必要があります。我が国の人間開発指数（HDI^{*2}）は、177カ国中11位ですが、政治および経済への女性参画の程度を示すジェンダー・エンパワーメント指数（GEM^{*3}）は、78カ国中43位と大きく落ち込んでいます。国内の状況は、国の審議会等の女性委員の割合が30.9%（2005年（平成17年）9月末）、滋賀県も30.8%（2006年（平成18年）3月末）に達し、少しずつではありますが女性の参画が進んでいます。

彦根市職員の女性の管理・監督職（課長補佐級以上）比率 2006(H18).4.1	
【課長補佐級以上の女性職員数/課長補佐級以上の全職員数】×100】（幼稚園教員除く）	
●市長部局	3.0%
●教育委員会事務局	3.8%
●保育所	100.0%
●市立病院	29.4%
●その他（行政委員会等）	0%
◎全体	11.7%

資料出典：人事課

彦根市では、審議会・委員会等における女性の登用率は、2006年（平成18年）3月末で28.9%であり、目標の40%（2010年（平成22年））に達するには、積極的改善措置^{*4}として、あらかじめ女性の枠を割り当てる割当制^{*5}の導入や、市民公募委員枠の拡大などの登用システムの見直しに取り組まなければなりません。さらに、審議会等の代表や副代表に女性を登用することも今後は考えいかなければなりません。

彦根市職員のうち女性職員の割合は、2006年（平成18年）4月1日現在で46.9%（病院・消防・保育所を含む）であるにもかかわらず、女性の管理・監督職は非常に少ない状況です。

また、民間企業においても同様に少ないなど、男女共同参画社会^{*6}の実現には、更なる取り組みが求められています。

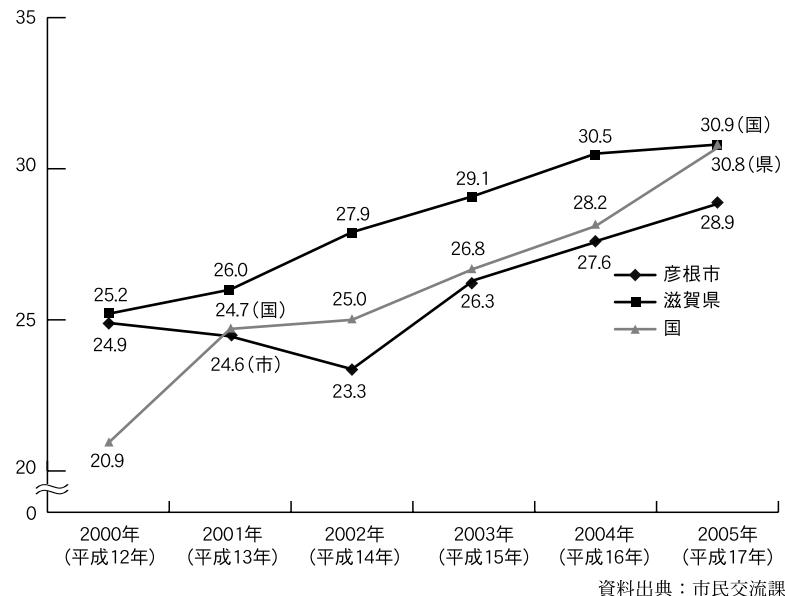
行政においては、率先して女性職員の管理・監督職への積極的な登用や職域拡大をはじめ、あらゆる分野における女性の参画が進むよう取り組むとともに、企業や地域等の役員、N P O やボランティア等各種団体に政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかける必要があります。

彦根市職員の女性の管理・監督職（係長級以上）比率 2006(H18).4.1	
【係長級以上の女性職員数/係長級以上の全職員数】×100】（幼稚園教員除く）	
●市長部局	9.3%
●教育委員会事務局	9.4%
●保育所	100.0%
●市立病院	43.7%
●その他（行政委員会等）	4.9%
◎全体	19.1%

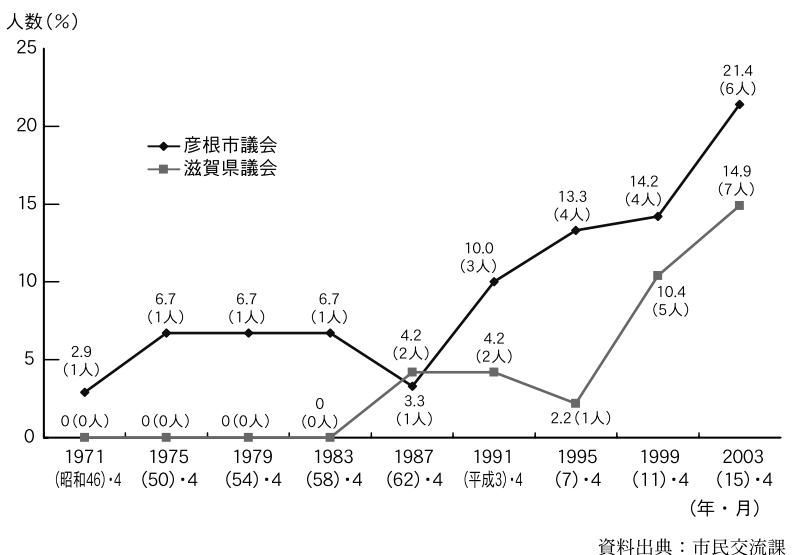
資料出典：人事課

用語解説

審議会・委員会等における女性委員の登用率の推移
登用率(%)



政治への女性の参画状況



※5 割当制

委員総数に対して、初めから男女の委員数を定めて、女性（男性）の登用率を引き上げる方法。クオータ制（quota）ともいわれています。

※6 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

※1 女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力につけることで、力をもった主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいいます。女性は、生まれつき力をもっていない存在ではなく、社会的に力を奪われてきたという経緯があります。1995年北京で開催された第4回世界女性会議でキーワードとして用いられ、以後広く使われるようになりました。

※2 HDI（人間開発指数）

Human Development Index

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる「長寿を全うできる健康的な生活」、「知識」および「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指標です。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、国民所得を用いて算出しています。

※3 GEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）

Gender Empowerment Measure

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める割合、管理職に占める女性の割合、男女の推定所得を用いて算出します。

※4 積極的改善措置

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。積極的改善措置は、ポジティブ・アクション（Positive Action）ともいわれています。

行動目標 1

政策・方針決定等への
男女共同参画の促進

推進課題 ①

審議会・委員会など意思決定の場への男女共同参画の推進

施策の方向

●審議会・委員会等への女性の登用

市政に幅広い意見を反映させることを目的に設置している審議会等の委員の女性の登用率を2010年度（平成22年度）末までに40%となるよう取り組みます。また、男女共同参画の視点に立って新たに施策を立案・実施することが求められている分野（防災、環境等）への女性の一層の参画を進めていきます。

●市女性職員の管理・監督職等への積極的登用、制度の確立

行政のより広い分野で活躍できる女性職員の育成と能力発揮の機会の充実に努め、管理・監督職等への登用を進めます。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
審議会・委員会等への女性の登用	①市の各種審議会等への女性の登用推進	審議会・委員会等への積極的な参画を推進するため、女性のいない審議会等を解消するとともに、女性の委員比率の40%の目標達成に向け取り組む。 ・審議会新設、改選時の事前協議 ・女性の人材情報の提供 ・附属機関の委員の選考に関する取扱要領を改正し、公募枠の拡大等登用システムを見直す ・女性のいない審議会等をなくす働きかけ ・各所属での年次目標の設定	人事課 市民交流課 全 庁
	②女性人材育成講座の開催	社会環境の変化に応じた広い視野に立って自己実現できる女性人材育成講座を開催し、個人情報の保護に配慮し人材バンクに登録するとともに、審議会・委員会等に積極的に登用を図るため、関係各課に働きかける。	市民交流課
市女性職員の管理・監督職等への積極的登用、制度の確立	①管理・監督職への女性の積極的な登用・女性職員の採用の促進	男女を問わず、職員の能力と適性に応じた管理・監督職への登用を図るとともに、職員の採用を行う。	人事課
	②職員の研修機会の充実	女性職員の能力・適性に応じた人材育成を行うとともに職員の男女共同参画に関する理解を深めるため、研修を充実する。また、政策形成に関わる人材を育成するため、職員の研修を行う。	人事課
	③職員の意欲や意向を尊重した適材適所の配置	職員が職務遂行の能力を十分に発揮することができるよう、意欲や意向を尊重した配置や女性の職務、職域拡大を積極的に行う。	人事課
	④市の内部組織への女性職員の登用	市職員で構成する内部組織（業務遂行のために関係所属等の担当職員で構成する組織）への女性職員の積極的登用を推進する。	人事課 全 庁
	⑤仕事と子育ての両立支援のための職場環境の整備	次世代育成支援対策推進法に基づく「彦根市特定事業主行動計画」により、職員の仕事と子育ての両立支援を推進する。	人事課 全 庁

推進課題 ②

企業・事業団体等の意思決定の場への男女共同参画の促進

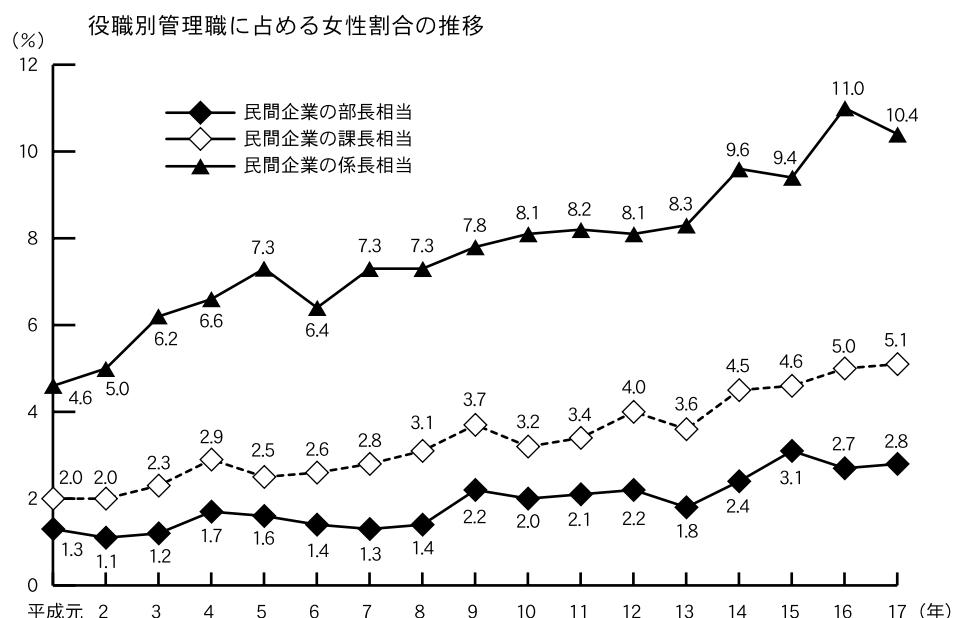
施策の方向

●職場での管理・監督職や各種団体役員への女性の登用と男女共同参画の促進

市内企業・団体等における女性の登用状況を把握し、情報を提供するとともに、女性の管理・監督職への登用や職域の拡大、各種団体の方針決定にかかる場への参画を進めるよう働きかけを行います。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
職場での管理・監督職や各種団体役員への女性の登用と男女共同参画の促進	①企業・団体等に対する啓発活動の充実	関係機関との連携により、職場においては女性の管理・監督職への登用や職域拡大、地域社会などにおいては団体役員に女性が登用され方針決定の場に参画できるよう、企業・団体等への啓発を行う。	市民交流課 商工課 まちづくり推進室 人権政策課 関係課
	②女性の参画に関する調査等	企業・団体等に対して、管理指導的な立場への女性の参画状況について調査し、男女ともに意識改革が図れるような研修を実施するよう働きかける。また積極的に女性の登用を進める事業所を広報誌等で紹介する。	市民交流課 商工課 まちづくり推進室 関係課
	③市の関係団体などの意思決定の場への女性の登用促進	市が出資する財団法人や市の公共施設の運営を行う指定管理者等関連団体等に対して、意思決定の場へ女性の参画を進めるよう働きかける。	市民交流課 生涯学習課 商工課 各関係課



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成
資料出典: 平成18年版 男女共同参画白書

家庭・地域社会・職場等における男女共同参画の促進

男女共同参画社会が実現するとこのようになります。

身近な生活の場からの男女共同参画の実践を通じて、男女が均等に家庭・地域生活を担い合うことにより、喜びも責任も共有し合えるより良い協力関係を築くことができます。また、次世代を支える子どもたちにも、男女が対等に協力し合って家庭・地域生活を築く実践的な生活態度が育ちます。

【現状と課題】

平成18年版男女共同参画白書によると、平成9年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っています。男女共同参画社会を実現するためには、性別役割分業意識を解消し、男女が共に仕事、家事、育児、介護等を担い合って、家庭生活における責任を果たしていかなければなりません。男女共同参画を推進する彦根市条例には、「男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力ならびに地域および社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、その役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮しなければならない。」と基本理念の中で定めています。

また、「男女雇用機会均等法^{*1}」には、募集・採用、配置・昇進について、女性に対する差別の禁止や積極的改善措置の促進、セクシュアル・ハラスメント^{*2}の防止といった課題への対応や女性労働者

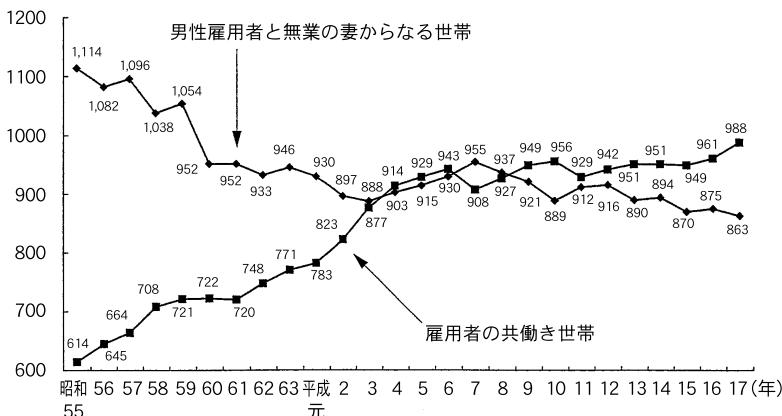
の妊娠中および出産後の健康管理の充実などが定められています。今後、女性が能力を発揮して生き生きと働き続けるためには、関連する法律の遵守を雇用主に働きかけるなど、実質的な男女平等の実現を目指していく必要があります。

男女が地域活動を支えることは、バランスのとれた社会を形成することにつながります。男女共同参画実践モデル地域チャレンジ事業や男女共同参画ミニフォーラムを通じ、地域等への啓発に努めてきましたが、方針決定などに関わる団体の代表に占める女性の割合は、男性に比べまだ低い状況にあります。今後も地域活動への女性の積極的な参画はもちろんのこと、防災活動、環境活動、防犯活動など幅広い分野での地域活動を促進していきます。

また、団塊世代^{*3}の定年退職がはじまり、これまで家庭や地域活動等に参画することが少なかった男性が家庭や地域活動に参画できるよう、働きかけていく必要があります。

共働き等世帯数の推移

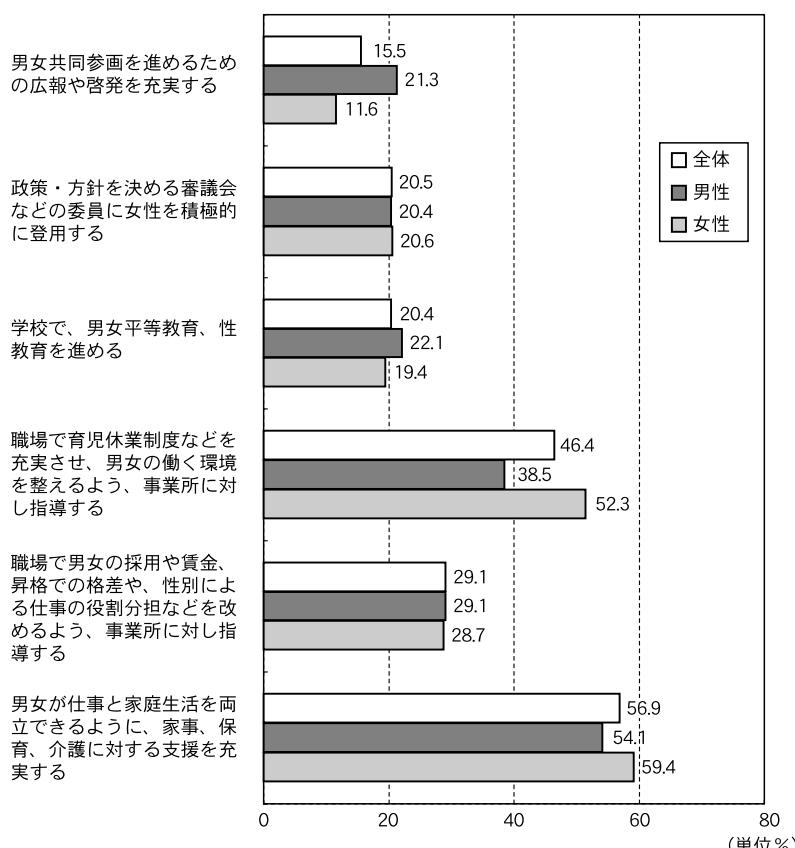
(万世帯)



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月、ただし、昭和55年から昭和57年は各年3月)、14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯

資料出典：平成18年版 男女共同参画白書

女性の人権が尊重されるために必要なこと



資料出典：「人権に関する市民意識調査」彦根市2006年

用語解説

※ 1 男女雇用機会均等法

女性が性別により差別されることなく、その能力を十分に發揮できる雇用環境を整備するとともに、男女が共に育児・介護等の家族役割を果たしながら職業生活を営めるように、平成9年6月男女雇用機会均等法が改正され、平成11年4月に改正男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)が施行されました。妊娠や出産を理由とする解雇の禁止やポジティブ・アクション、セクシュアル・ハラスメントに関する規定も設けられています。

また、平成18年には、法律の一部改正があり、男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止などが追加されています。

※ 2 セクシュアル・ハラスメント Sexual Harassment

相手の意に反した性的な発言や行動で、例えば身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさを流したり、目に触れる場所へのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、さまざまな形態のものが含まれます。セクハラは、性と人格を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為であることを正しく認識することが求められています。職場のセクハラ防止のために、事業主には雇用管理上必要な措置を講ずることが義務づけられています。

※ 3 団塊世代

第1次ベビーブーム(1947年～1949年)に生まれた世代を団塊の世代といいます。この世代は他の世代と比較しても圧倒的に多く、総人口の5.3%にあたる約680万人が次々に定年を迎えることから、退職金(手当)、や社会保障費の増大などの問題を「2007年問題」といわれています。男女共同参画の視点からは、男性の地域や家庭への参画の見直しが求められています。

行動目標 2

家庭・地域社会・職場等における男女共同参画の促進

推進課題 ③

家庭・地域社会での男女共同参画の促進

施策の方向

●まちづくりや地域活動への男女共同参画の実現

地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくり、防災、防犯、環境保護等に係る地域活動に積極的に参画できるよう意識改革と参画促進に向けた取組を進めます。

●市民活動の支援・市民活動との協働

特定非営利活動促進法（N P O 法^{*1}）の制定を契機にボランティア、N P Oなどの市民の公益的な活動の重要性は改めて認識され、いまや市民生活を支える原動力となっています。市民が行う自主的、主体的な活動を通じて男女共同参画社会の実現が図れるよう支援するとともに協働していきます。

●仕事と家庭等の両立支援と働き方の見直し

少子・高齢化、情報化、核家族化が進展する中で、男女が仕事と家事・育児・介護等の家庭生活、その他の活動のバランスを図り、生涯を通じて充実した家庭生活が送れるよう啓発していきます。

特に、これまで家庭への参画が少なかった男性が、家庭生活や地域社会へ積極的に参画できるよう啓発を推進していきます。

●子育て支援の充実

都市化や核家族化等が進展する中、家庭や地域での子育て環境がせい弱になってきており、子育てが孤立しないよう社会で支えていく仕組みづくりを、地域子育て支援センターを中心に積極的に推進していきます。

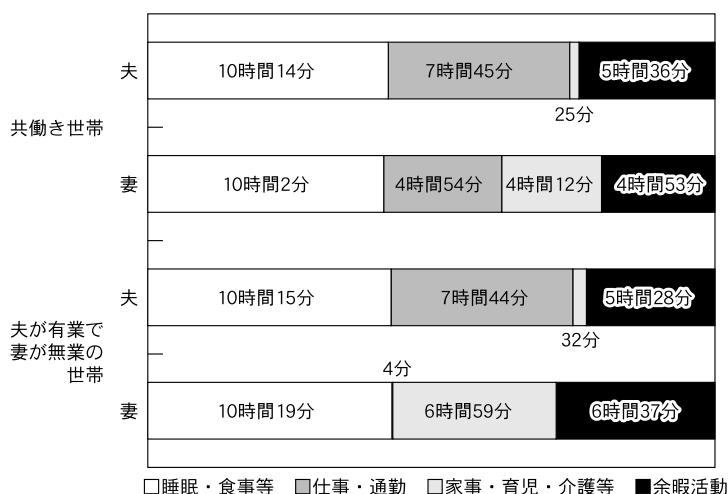
主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
まちづくりや地域活動への男女共同参画の実現	①まちづくりへの男女共同参画の推進	自治会など地域社会の場や各種団体等において、男女が積極的に参画できるよう、役員構成やその選出方法を見直すとともに、方針決定の場へも男女バランスよく参画できるよう働きかける。また、住民自らが実践的な取組ができるための支援を行う。	市民交流課 まちづくり推進室 総務課 生活環境課 生涯学習課 関係各課
	②出前講座 ^{*2} の開催	地域や団体などに出向き、慣習や慣行として残る性別役割分業意識の払拭など、男女共同参画の重要性を啓発する。	市民交流課
	③男女共同参画地域推進員の設置	男女共同参画地域推進員を設置し、地域での啓発を行う。	市民交流課
	④地域社会への男女共同参画を促すための学習機会の提供	市民に地域社会への男女共同参画を促すため、学習機会を提供する。また、小・中学校において、保育園・幼稚園との交流や保育体験を推進する。	生涯学習課 市民交流課 学校教育課
	⑤防災活動における男女共同参画の推進	災害活動における災害後方支援・情報収集活動および火災予防広報等、女性の防災活動への参画を促進するため女性消防団員の確保に向けて各関係機関および地域に働きかける。また、自主防災会をはじめ防災活動への女性の参画を働きかけるとともに、防災に対する男女のニーズの違い等を把握し、地域防災計画に盛り込む。	消防総務課 総務課

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
まちづくりや地域活動への男女共同参画の実現	⑥環境保全活動における男女共同参画の推進	環境保全活動に女性の参画を働きかけるとともに、環境保全の事業を推進する。	生活環境課
	⑦防犯活動における男女共同参画の推進	地域での防犯活動に女性の参画を働きかけるとともに、地域安全活動を推進する。	まちづくり推進室
	⑧保育事業の促進	市民活動や学習に子育て中の親などが安心して参加できるよう、各種事業の開催に保育の場を設ける。	各関係課
市民活動の支援・市民活動との協働	①N P O等市民活動支援機関の充実	市民活動がさらに活発化し、協働によるまちづくりの推進を図るため、多様なニーズに対応できる中間支援機関の充実に取り組む。	まちづくり推進室
	②市民活動推進のネットワーク化	市民、行政、企業など社会をともに支えるさまざまな主体の連携によるネットワーク化の体制整備を行い、協働によるまちづくりを進める。	まちづくり推進室
仕事と家庭等の両立支援と働き方の見直し	①仕事と家庭生活の両立を可能にするための意識啓発の推進	仕事と育児・介護等家庭生活や地域活動との両立に関する意識啓発を進めるとともに、男性を含めた働き方の見直しや固定的な役割分業意識の見直しを進めるための啓発を行う。	市民交流課 子育て支援課 商工課
	②育児や介護を行う者が働き続けやすい環境づくりに向けた啓発	仕事と育児・介護等、家庭生活や地域活動の両立を可能とするため、職場環境の改善に向け、特に子育て支援や労働時間短縮、フレックスタイム制など働き方の見直しについて事業主への啓発や働く人への啓発を行う。	商工課 市民交流課
	③夫婦のパートナーシップの確立	仕事と家庭生活・地域活動を両立することの大切さを理解し、ともに家事を担い、自立した家庭生活が送れるよう、啓発を行う。	市民交流課
	④子育てに関する講座の開催	男女が共同して子育てに関わるよう支援体制を充実するとともに、子育ては女性が担うものといった固定観念を解消し、男女共に、子育てに関われるよう意識改革やノウハウを研修するための講座を開催する。	健康管理課 子育て支援課 市民交流課
	⑤介護技術習得のための講座開催	介護は女性の仕事という固定的な性別役割分業意識に捉らわれることなく、家族全員で関われるよう介護技術の講習会等を開催する。	介護福祉課
	⑥料理講習会の開催	家庭において、男女が共に家事に参画するために、料理講習会を開催する。栄養バランスのとれた食事が調理できるよう併せて指導する。	市民交流課
	⑦ファミリー・サポート・センター事業の運営	働く男女の仕事と家庭の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター ^{※3} 事業を推進する。	市民交流課
子育て支援の充実	①地域子育て支援センターの充実	子育ての悩み相談、親子で参加するひろば事業の開催、サークルへの育成支援、子育て情報の発信などを実施し、家庭や地域での子育てを支援していく。	子育て支援課

夫婦の生活時間



(備考) 総務省「社会生活基本調査」(平成13年)より作成
資料出典: 平成18年版 男女共同参画白書



榆町女性消防隊の活動の様子

用語解説

※ 1 NPO法

Non-Profit Organization

NPOとは、行政、企業とは別に、国際協力・災害救援・環境・文化・福祉・男女共同参画などの社会活動を行う非営利の民間組織。阪神・淡路大震災のボランティア活動をきっかけに、公共的な活動をするNPOを支援するため、1998年（平成10年）12月、NPO法(特定非営利活動促進法)が施行されました。従来、任意団体であったボランティア団体に法人格を与えることにより社会的信用を高め、非営利の市民活動を支援・育成していくことを目的にしており、運営面での便宜を図ることにより自由な市民の社会貢献活動の促進をねらいとしています。

※ 2 出前講座

家庭や職場、地域の中で性別による固定的な役割分業意識を見直し、男女が互いに対等なパートナーとして男女共同参画社会の実現を目指すことを目的として、自治会や企業、各種団体が開催する学習会や研修会等へ講師を派遣する事業です。

※ 3 ファミリー・サポート・センター

地域において、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について有償で助け合う会員組織のことです。働く人々の仕事と子育ての両立を支援する目的から当時の労働省が構想し、設立が始まりました。現在ではサポートの対象は親の有職に関わらず全ての家庭に広がり、全国で運営が広がっています。

彦根市では、男女共同参画センター内に当センターを設置しています。

行動目標 2
家庭・地域社会・職場等における男女共同参画の促進
推進課題 ④
職場等での男女共同参画の促進
施策の方向
●職場での積極的改善措置導入促進・男女共同参画の実現

企業・団体等の制度や方針において、男女雇用機会均等法に基づき、男女の均等な取り扱いを確保することに加えて、男女労働者の間に事実上生じている差を解消するために、企業などが積極的に取り組むよう啓発を行います。

●雇用の場における機会均等と男女平等の確保

家事・育児・介護などの家庭生活への男性の参画を促進するための意識啓発を行うとともに、これまでの仕事中心の生き方を見直し、労働時間短縮などの職場環境づくりを促進していきます。

●農林水産業・商工自営業等における男女共同参画

農林水産業・商工自営業等の重要な担い手である女性の経営参画を進めるため、男女共に意識改革が図れるような啓発や研修の場の提供や家族経営協定^{※1}等の普及に取り組みます。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
職場での積極的改善措置導入促進・男女共同参画の実現	①男女の労働条件格差是正への啓発	滋賀労働局など関係機関と連携し、事業所における男女の労働条件格差是正に向けた啓発を行う。	商工課 市民交流課
雇用の場における機会均等と男女平等の確保	①男女雇用機会均等法の普及、啓発等	事業所に対して、募集・採用、配置・昇進、教育訓練など、実態把握や情報収集を行い、男女雇用機会均等法等の趣旨や内容の周知徹底に取り組む。	商工課 市民交流課
	②男女共同参画についての学習会の開催	事業所に対して、男女共同参画の学習会の開催を働きかけ、必要により講師の派遣を行う。	商工課 市民交流課
農林水産業・商工自営業等における男女共同参画	①営農知識・技術の習得支援	講座やほ場での実習を通じて、営農の知識・技術を習得できる機会を提供する。	農林水産課
	②女性の労働に対する適正評価の促進	役割と貢献に見合った報酬が得られ、経済的自立が図れるよう家族経営協定の普及や社会保障制度等の普及啓発を行う。	商工課 農林水産課

用語解説
※1 家族経営協定

農業経営における家族の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確化し、家族経営の近代化を図ろうとするものです。

行動目標

3

就業を支える 社会環境の整備・充実

男女共同参画社会が実現するとこのようになります。

女性が多様な就業の機会を得て、雇用機会の均等な確保と配置・昇進・賃金等の就業条件における男女間の格差の是正を図り、喜びも責任も共に分かち合いながら、特に女性が結婚や子どもを育てながらも生き生きと働き続けることができる職場は、男性にとっても働きやすい職場となります。また、女性の意見や意欲・能力を有効に活用することにより、社会経済環境の変化にも対応できることも多くなります。

【現状と課題】

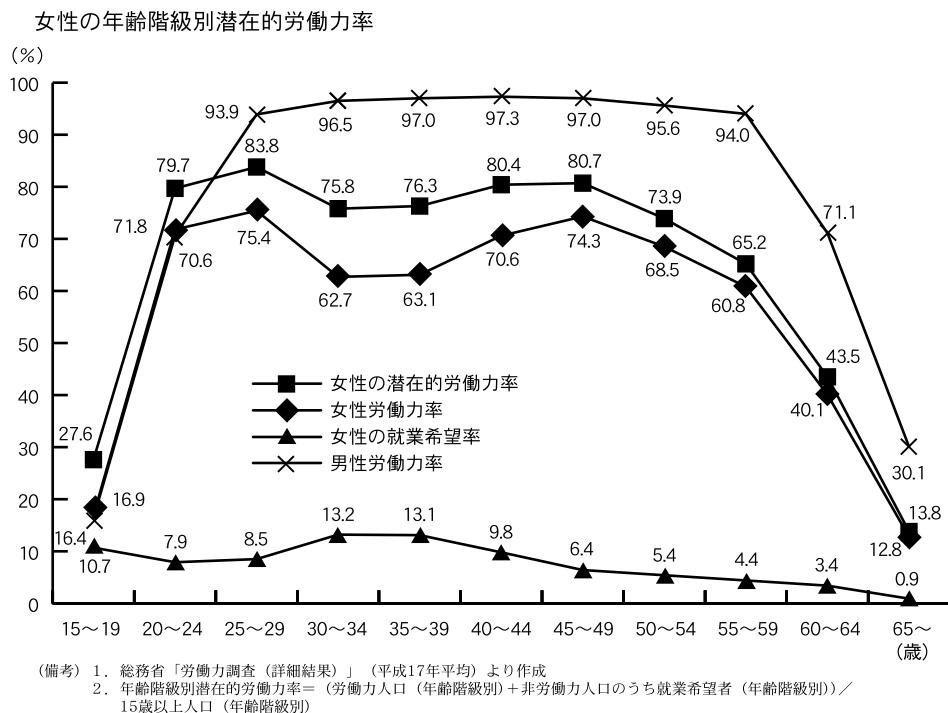
平成18年版男女共同参画白書によると平成17年の労働力人口は、男性が8年連続減少した一方で女性は、2,750万人（前年比13万人増）で2年連続の増加となっています。しかし、女性を中心とした労働者の非正規化が進んでいます。こうした中で「男女雇用機会均等法」の施行や「育児・介護休業法」^{※1}などの施行により、働く女性を取り巻く条件整備は大きく進んできていますが、運用面ではまだまだ問題も多く、採用、賃金、昇給、昇格などにおいて、男女格差が依然解消されていないのが現状です。

職場における男女平等を促進するためには、雇用の場において男女が性により差別されることなく、その能力と意欲が

十分に發揮できる環境が整備されなくてはなりません。

また、働く女性が妊娠中や出産後も安心して働き続けられるよう、ファミリー・サポート・センターの利用や男性の育児休暇の取得の促進、フレックスタイム制の導入など「彦根市次世代育成支援行動計画」^{※2}に基づき、仕事と家事・育児が両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

女性の社会進出が進んだとはいえ、仕事を続けたいと希望しながらも出産、育児や介護などによって退職を余儀なくされている女性が多いのも現状です。育児、出産や介護などで退職した女性の再就職や起業などのチャレンジ支援の取組を進めていく必要があります。



資料出典：平成18年版 男女共同参画白書

用語解説

※1 育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のことです。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援することを目的としています。育児・介護休業制度や育児・家族介護を行う労働者の深夜業の制限、育児、介護のための勤務時間短縮などの措置などが定められています。

※2 彦根市次世代育成支援行動計画 ～子どもきらめき未来プラン～

平成15年7月制定「次世代育成支援対策推進法」に基づき、さらなる少子化対策として、平成11年を基点とする「子育てひこねゆめプラン」を発展させた計画のことです。子どもの権利を尊重することを基本とし、4つの重点プロジェクトのもとに、子育て家庭を地域全体で支援し、時代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることを定めています。

行動目標 **3**

就業を支える 社会環境の整備・充実

推進課題 ⑤

女性の能力開発

施策の方向

●女性のチャレンジ支援

女性の就業機会の拡大と職業能力の向上のための講座等の充実に取り組みます。また、起業をするなど新たな活躍の場を広げるためのチャレンジ支援および結婚や子育てで仕事を離れていた女性の再チャレンジの支援の充実に取り組みます。

企業へは、積極的改善措置（ポジティブアクション）の実施、研修などの機会平等、幅広い職域での女性活用と仕事を続けることを阻む見えない障壁^{*1}などを改善するよう働きかけます。

●男女対等な職業観・労働観に立った教育啓発

女性が生涯にわたり職業を持つことの意義について正しい認識を浸透させるとともに、労働を通して自己実現が図れるよう労働教育の充実に取り組みます。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
女性のチャレンジ支援	①「働く女性セミナー」などの開催	意識啓発や、社会的自立の支援となるような講演会や講座等を開催する。 ・女性のチャレンジ支援講座 ・パソコン教室	市民交流課 生涯学習課
	②女性起業家を育成するための支援	関係機関と連携して、起業家をめざす女性や自営業に従事する女性に対して各種貸付事業等支援施策の情報を収集し提供する。また、経営能力向上の講座、相談等の機会を提供する。	商工課 農林水産課
	③再就職を支援する講座や情報の提供	再就職支援のためのパソコン教室や介護ヘルパー講座などを実施するとともに、再就職に向けての情報提供を実施する。	商工課 介護福祉課
	④情報交流事業の実施	女性の就業を支援するため、図書・ビデオなどによる情報を充実する。また、インターネットを使った求人情報の検索など、自ら情報を収集し、活用するための講座を行う。	商工課
	⑤労働・雇用に関する相談、情報の提供	関係機関と連携しながら、労働・雇用に関する相談やニーズにあった労働情報サービスの提供を行う。	商工課
男女対等な職業観・労働観に立った教育啓発	①就業に関する調査研究	関係機関と連携し就業環境をめぐる課題について調査研究を行い、必要な施策を検討する。また、仕事と家庭の両立支援に力を入れる企業を広報誌等で紹介する。	商工課
	②企業への情報、研修機会の提供	様々な機会を通じて、男女が対等な立場で働くための職業観・労働観を培うための啓発を行う。	商工課 市民交流課
	③企業等が実施する研修への協力	企業・団体における、男女が働きやすい職場環境づくりに向けた研修に対して、協力・支援を行う。	商工課 市民交流課

用語解説

※1 見えない障壁

表面的には平等に見えながら、昇進・登用や意思決定の場への参画を事実上制限していることを「見えない障壁」といい、職場に依然として女性の能力や役割に対する固定観念が強いことを物語り、グラスシーリング（ガラスの天井）Glass Ceilingともいわれています。

行動目標 3

就業を支える
社会環境の整備・充実

推進課題 ⑥

働く者の健康の増進

施策の方向

●女性の健康に関する保護制度の浸透

働く女性の健康が保護され、妊娠・出産による不利益な取り扱いがなく安心して働き続けることができるよう、男女雇用機会均等法や労働基準法の保護規定の趣旨徹底に向けた啓発や広報に取り組みます。

●健康の保持増進

職場において、心身両面の健康管理や体力づくりに取り組むとともに、各種の健康診断や疾病の早期発見と予防に努めるよう啓発を行います。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
女性の健康に関する保護制度の浸透	①女性の健康保護のための啓発	関係機関と連携し、事業主や被雇用者に対して、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の周知・普及するとともに、妊娠中の女性に対して、適切な就業条件がとられるよう、その保護について啓発を行う。	商工課 市民交流課
	②生理休暇や妊娠・出産に関する保護制度の啓発	生理休暇や妊娠・出産に関する保護のための休暇が、安心してとれるよう啓発を行う。	商工課 市民交流課
	③男女共に育児参画するための啓発	各事業の中や広報ひこね等を通して男女が共に育児参画をするための啓発を行う。	子育て支援課 保健体育課 市民交流課
健康の保持増進	①スポーツ・レクリエーション活動の促進	男女が共に健康で働き続けることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動への取組を促進するとともに、情報提供を行う。	健康管理課 保健体育課
	②こころの悩み相談の実施	働く男女が精神的不安やストレスを解消するため、市民が安心して相談できるよう、相談体制を充実させる。	市民交流課

行動目標 3

就業を支える
社会環境の整備・充実

推進課題 ⑦

労働環境の整備

施策の方向

●育児・介護環境の確立

育児休業や介護休業など仕事と家庭の両立のための法律が整備されてきましたが、現実にはこうした休暇が取得しにくく、特に男性の取得が少ない現状にあることから、制度の普及に向けた啓発を行います。

●多様な働き方に対応した就業条件の整備促進

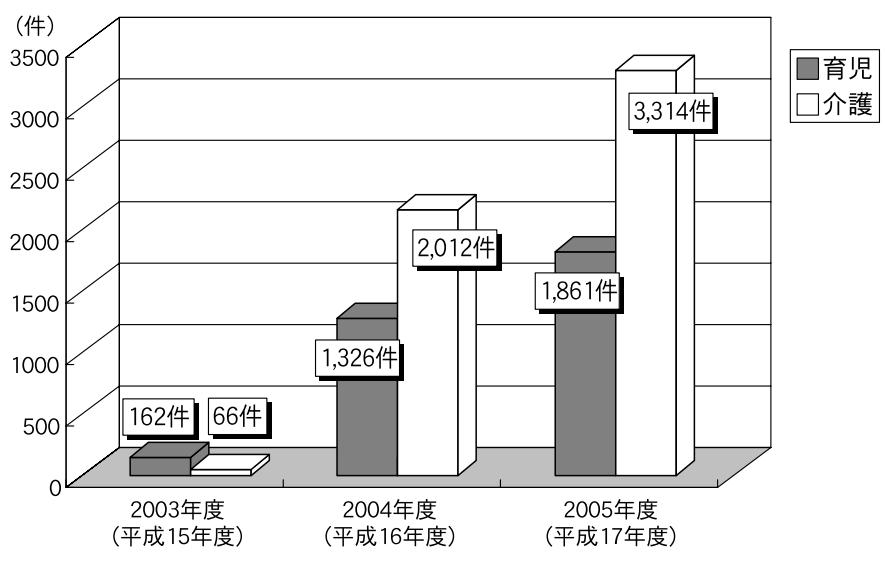
フレックスタイム勤務、単身赴任、契約労働など、就業形態の多様化が進んでいます。こうした新たな就業形態の把握と就業条件向上に向けた啓発を行います。

また、仕事と家庭生活等の両立ができるよう、働き方の見直しについての啓発を行います。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
育児・介護環境の確立	①育児・介護休業制度の徹底	関係機関と連携して、事業主や被雇用者に対して、法制度の周知・普及を図るとともに、男女が共に休業を適正に取得できるように啓発を行う。	商工課 市民交流課
	②保育サービスの充実	利用者のニーズに対応しながら、低年齢児保育、障害児保育、延長保育、一時保育、休日保育等多様な保育サービスの充実に取り組む。	子育て支援課
	③保育施設や設備の整備	多様化する保育ニーズに対応できるよう、保育施設や設備の整備を行う。	子育て支援課
	④乳幼児健康支援一時預かり事業の実施	子どもが病気でも就労等の理由により家庭で育児を行うことが困難な家庭への支援として、医療機関と連携し、病気回復期にある子どもを保育する乳幼児健康支援一時預かり事業の促進を行う。	子育て支援課
	⑤仕事と家庭の両立支援	働く男女の仕事と家庭の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター事業および放課後児童健全育成事業の充実に取り組む。	市民交流課 子育て支援課
	⑥男女の育児・介護参画の促進	広報ひこねなどを通して男女が共に育児・介護に参画するための啓発を行う。特に男性の育児・介護への参画を促進するための事業を行う。	子育て支援課 介護福祉課 市民交流課
	⑦次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画実施促進	就労と子育てを両立できる就労環境づくりを促進するため、従業員301人以上の企業・事業所において子育て支援のための行動計画である「一般事業主行動計画」を推進できるよう支援を行う。	商工課
多様な働き方に対応した就業条件の整備促進	①働き方の見直し	市内の企業等を対象に、労働基準法の遵守、労働時間短縮、フレックスタイム制や在宅就労などに関する啓発を行う。	商工課
	②相談・情報提供の充実	関係機関と連携して、雇用者と就業者の両方に向けて、雇用機会や就業条件の改善に関する相談や情報提供の充実に取り組む。	商工課

彦根市ファミリー・サポート・センター活動実績



資料出典：市民交流課



II

男女平等を めぐる意識変革

行動目標 4	男女平等意識の熟成	40
5	女性等に対する暴力防止に向けた取組の推進	44
6	男女平等にかかる教育・学習の推進	48
7	国際的な取組との協調	52

男女平等意識の熟成

男女共同参画社会が実現するとこのようになります。

社会や人々の意識に深く根付いていた性に基づく、差別意識や役割・生き方を固定化する考え方を取り払われ、暴力や強制に脅えることなく誰もが自らの意思によって個性と能力が十分に発揮でき、多様な生き方ができる社会になります。

【現状と課題】

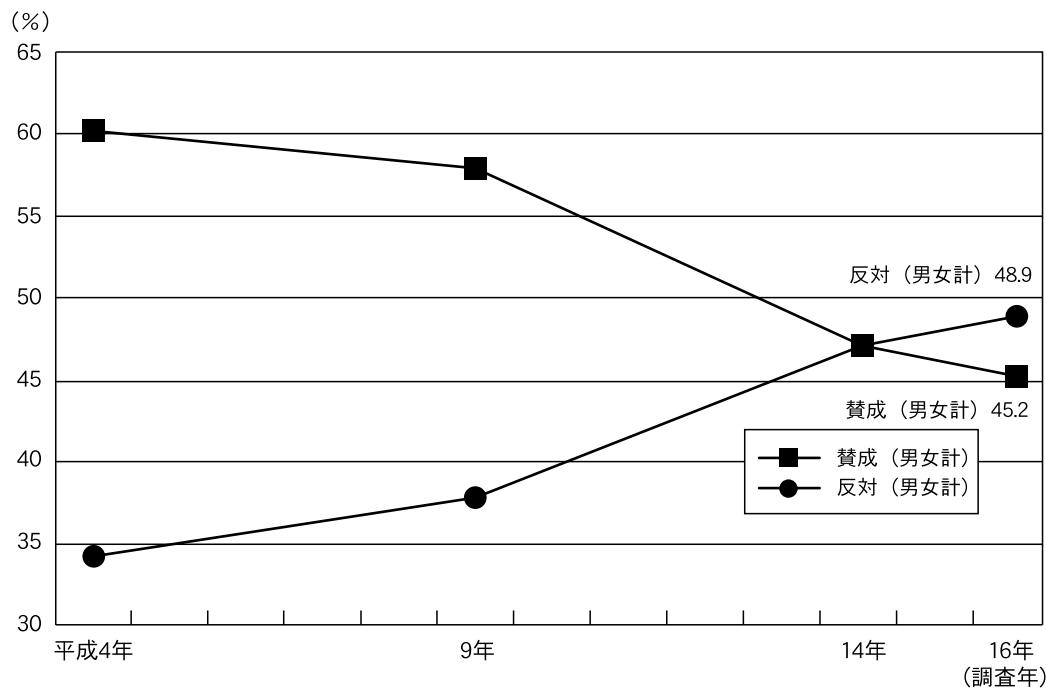
一人ひとりの人権があらゆる場において尊重され、お互いの性、生命、人格が尊ばれる人間尊重の精神の上に立って、初めて男女が平等に参画する社会が実現されます。

1975年（昭和50年）の国際婦人年^{*1}世界会議を契機に国内外で男女平等をめざしたさまざまな取組が行われました。我が国においては、「男女共同参画社会基本法」^{*2} 1999年（平成11年）が制定され、男女共同参画の推進は国の最重要課題と位置付けられました。本市においても、2002年（平成14年）に「男女共同参画を推進する彦根市条例」^{*3}を施行するとともに、「男女共同参画ひこねかがやきプラン」に定めた各種の施策の実施や男女共同参

画センターでの各種講座の開催等を通じて男女平等意識が浸透しつつあります。2004年（平成16年）の内閣府の「男女共同参画に関する世論調査」によると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方方に反対する人が賛成を上回りました。固定的性別役割分業に関する意識は男女ともに変化してきていますが、社会の慣習や人々の意識の中には、女性の能力に対する偏見が残っているのが現状です。

地域社会や日常生活の中で真の男女平等を達成するには、身の回りに残っている性別に基づく固定的な性別役割分業意識や社会慣習などに対して、常に疑問を抱き、見つめ直し、改革と意識変革することが重要です。

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方について



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」より作成

2. 「賛成」、「反対」の他に「わからない」との回答があるため、合計しても100%にならない。

資料出典：17年版 男女共同参画白書

用語解説

※1 国際婦人年

男女平等およびあらゆる分野への女性の参加を促進することを目的に、国連「女性の地位向上委員会」の提案により、国連は1975年を国際婦人年(International Women's Year)とすることを採択しました。同年国際婦人年世界會議がメキシコシティで開催され、「平等・開発・平和」を理念と目標とすることを宣言しました。

※2 男女共同参画社会基本法

少子高齢化の進展、経済活動の成熟化と国際化、家族形態の多様化など社会経済情勢の急激な変化に対応していくためには男女がお互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別に関わらずその個性と能力を発揮する社会「男女共同参画社会」の実現が求められています。この男女共同参画社会の形成を推進する法的根拠として、1999年(平成11年)6月に制定されました。前文で、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題として位置付け社会のあらゆる場面で男女共同参画施策の推進を図るとしています。

また、国・地方公共団体および国民の責務を明らかにしました。これを受け、都道府県や市町村で男女共同参画に関する基本計画が策定され、条例も数多く作られています。

※3 男女共同参画を推進する

彦根市条例

県内市町村に先がけ、平成14年4月に施行しました。7つの基本理念のもと、市、市民、事業者との協働により本市の男女共同参画社会の実現を目指しています。男女共同参画の推進にあたり、市、市民、事業者の責務や、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者の表彰、男女共同参画審議会の設置などが規定されています。

行動目標 4

男女平等意識の熟成

推進課題 ⑧

男女平等意識の啓発・情報提供

施策の方向

●メディアによる人権尊重の推進

公的な刊行物については率先して、性別役割分業意識にとらわれず、人権を尊重した表現づくりの推進に努め、テレビやラジオなど視覚や聴覚に訴える啓発を行います。多様な、男女の生き方や働き方を積極的に取り上げるようメディアの主体的な取組を要請し、人権を尊重した表現づくりへの取組を働きかけます。また、メディア・リテラシー^{*1}の向上のための取組を行います。

●情報、資料の収集・提供・発信

男女共同参画や女性問題等に関する情報や資料を収集し、提供・発信します。

●あらゆる機会を通しての啓発

男女共同参画に関する認識を深め定着させるための広報、啓発を行います。その際、地域、家庭等への男性の参画を重視した広報、啓発にも留意し展開します。

●市民等の意識調査および研究

市民の意識や実態を定期的に調査研究し、施策推進に活用します。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
メディアによる人権尊重の推進	①広報誌「かけはし」等の発行	男女共同参画社会実現のための課題を取り上げ、広報ひこね等への関連記事の掲載や広報誌を作成し全戸配布する。	市民交流課
	②社会的性別(ジェンダー)の観点 ^{*2} による行政刊行物の等の発行	広報紙・ポスター・パンフレット等の作成の際、性別役割分業意識にとらわれず人権を尊重した表現とする。	全 厅
	③情報提供システムによる啓発	彦根市のホームページを活用し人権尊重・男女平等・男女共同参画社会の実現に向けての取組を発信する。	情報政策課 市民交流課
	④各メディアへの協力要請	メディア表現の中で固定的な性別役割分業にとらわれない多様な男女の生き方や働き方の姿を積極的に取り上げるよう、協力要請を行う。	情報政策課
	⑤テレビ・ラジオなどを通しての啓発	テレビ・ラジオなどを通して男女平等意識の浸透に向けた啓発を行う。	情報政策課 市民交流課
	⑥メディア・リテラシー向上のための取組	メディア・リテラシーに関する学習機会の提供を行う。	市民交流課
情報、資料の収集・提供・発信	①歴史資料の収集・提供	歴史の中で女性が果たしてきた役割や女性の活動など、男女共同参画の観点に立って資料を収集し提供する。	市史編さん室 彦根城博物館
	②男女共同参画関連図書・ビデオの貸出	男女共同参画に関連する図書やビデオの収集と貸出を行う。	市民交流課
	③国や県・市の情報の収集・提供	国や県・市等の情報を収集し提供する。	市民交流課

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
情報、資料の収集・提供・発信	④男女共同参画関連図書・資料コーナーの設置	男女共同参画週間に関連し、男女共同参画に関する図書・資料などを特別展示する。	図書館
あらゆる機会を通しての啓発	①人権問題通信講座	同和問題に関する通信講座を7回講座で開催する。(同和問題や女性問題などあらゆる人権問題)	人権教育課
	②広報誌「かけはし」等の発行	男女共同参画社会実現のための課題を取り上げ、広報ひこねへの関連記事の掲載や広報誌を作成し全戸配布する。	市民交流課
	③男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画に係る市民への啓発として「男女共同参画フォーラム」を開催する。	市民交流課
	④人権市民のつどい開催	毎年6月第2日曜日を人権市民の日と定め、同和問題・女性・子どもなどに関わる幅広い意味での人権尊重の意識高揚の啓発を行う。	人権政策課
	⑤企業等職場向けの啓発	企業等職場における男女平等が浸透するよう啓発を行う。	人権政策課 商工課
	⑥生涯学習の場での啓発	公民館活動等で、男女平等意識を浸透させるための学習を推進する。	生涯学習課
	⑦各種イベントでの啓発	市の主催する講演会やイベントを通して男女平等意識の啓発を行う。	全 庁
	⑧市職員の研修	市職員の男女共同参画に関する意識を高めるとともに、審議会委員等への女性の登用、女性の市職員の方針決定過程への参画が拡大するよう職員への研修を行う。	人事課 全 庁
市民等の意識調査および研究	①男女共同参画に関する市民意識と実態調査	男女共同参画に関する市民意識と実態調査を実施し、事業推進の資料とする。	市民交流課
	②市職員の意識と実態調査	男女共同参画に関する職員意識の実態調査を行い、職場における男女共同参画の推進に向けての啓発やその資料とする。	人事課 市民交流課



彦根市男女共同社会づくり広報誌「かけはし」

用語解説

※1 メディア・リテラシー **media literacy**

メディアの伝えている情報を読み解き・活用する能力とメディアを使って表現する能力をいいます。メディアの伝えている情報を視聴者や読者として無批判で受動的に受け止めるのではなく、批判する力を育て、メディアの情報内容を変えていく。さらには、自分たちの表現方法としてメディアを使った発信能力を身につけることをいいます。

※2 社会的性別(ジェンダー)の視点

人間には生まれついての生物学的性別（セックス）がある一方、社会的通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。「社会的性別の視点」とは、性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これが社会的に作られたものであることを意識していくとするものです。

女性等に対する 暴力防止に向けた取組の推進

男女共同参画社会が実現するとこのようになります。

女性の人権が守られ、社会や家庭に残る性差別を解消することができ、誰もが安心して暮らせる社会が実現できます。

【現状と課題】

近年、夫婦や恋人など親密な関係にある男女間に生じるドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者等からの暴力）^{*1}を始め、ストーカー行為^{*2}、セクシュアル・ハラスメント、売買春、児童虐待など様々な暴力が社会問題となっています。内閣府が全国の20歳以上の男女4,500人（無作為に抽出）に2005年（平成17年）に実施した調査では、配偶者から“身体的暴力、心理的攻撃、性的強要”を何度も受けたという人は、女性10.6%、男性2.6%という結果が出ています。彦根市でも男女共同参画センター「ウィズ相談室」に寄せられた2005年度（平成17年度）の相談件数は264件でそのうち19件はDVに関する相談です。ストーカー事案の認知件数2005年（平成17年）中も全国では1万2,220件で前年に比べ1,183件減少しているものの被害者の88.7%が女性で行為者の89.7%が男性です。2004年度（平成16年度）に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた、セクシュアル・ハラスメントの相談件数は7,706件で、前年度に比べ303件増えており、そのうち、女性労働者等からの相談件数は6,291件で前年度に比べ367件（6.2%）増えています。いずれも、男性優位の考え方や人権意識

の欠如などが大きく影響しています。

なお、ドメスティック・バイオレンスに関する法整備としては、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、さらに、被害者の自立支援の明確化等の観点から2004年（平成16年）には、同法が改正されています。

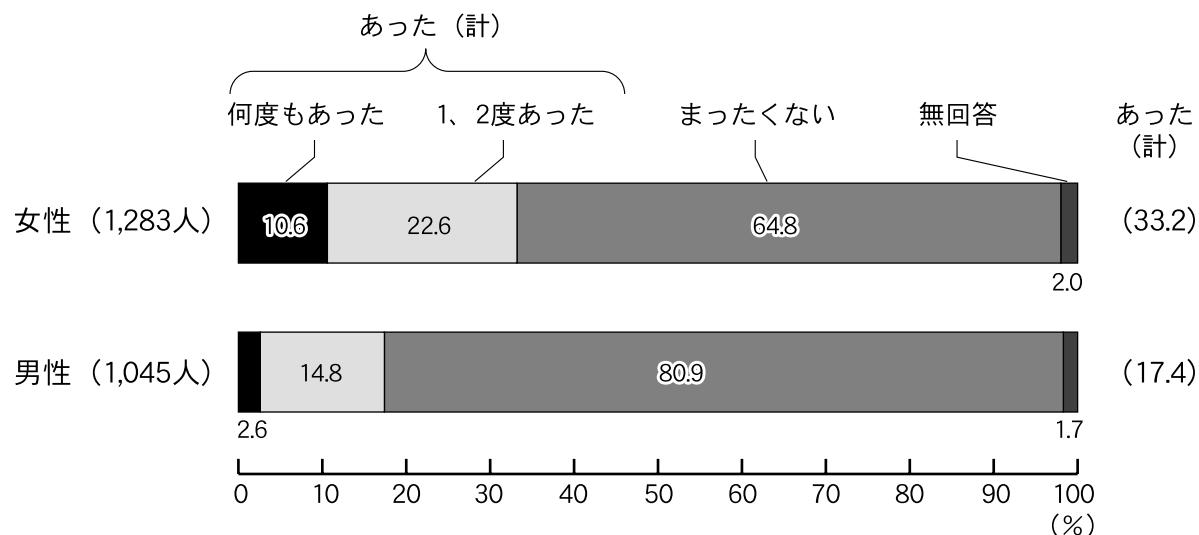
売春関係では、警視庁の資料によると2005年（平成17年）中の売春関係事犯送致件数2,866件と前年に比べて増加しています。要保護女子の未成年者が占める割合は28.9%で、児童買春では出会い系サイトを利用したものが41.4%と最も多くなっています。

女性に対する暴力は、個人の問題にとどまらず犯罪行為であるとともに生涯にわたる回復困難な人権侵害であるとの認識を広く浸透させ、女性に対するあらゆる形態の暴力の根絶に取り組む必要があります。また、女性に対する暴力と子どもへの暴力は根をひとつにするものも多く、幼い命が奪われたり人権侵害されることのないように対策を急がねばなりません。

被害者が安心して相談できる窓口の設置やシェルター等の保護施設紹介等の対策の充実が必要です。

配偶者からの被害経験

「身体的暴行」 「心理的攻撃」 「性的強要」のいずれかを 1 つでも受けたことがある



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成17年）より作成
2. 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
3. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
4. 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。

資料出典：平成18年版 男女共同参画白書



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

内閣府男女共同参画局が、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力を根絶するためのシンボルマークとして作成しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

用語解説

※1 ドメスティック・バイオレンス(DV) Domestic Violence

夫婦（もと夫婦）や恋人など親しい間柄で起きる、身体的、精神的、性的、経済的な暴力をいいます。物理的な暴力だけでなく、脅し、無視、言動の制限、苦痛を与えることもあります。これまで、家庭内の夫婦の問題とされ、耐え忍ぶのが美德、外へ出すのは恥という考え方がありました。近年では人権問題であり社会問題としてとらえられています。

※2 ストーカー行為 Stalker

別れた恋人や配偶者、特定の者に対し一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返すことをいいます。

行動目標 5

女性等に対する 暴力防止に向けた取組の推進

推進課題 ⑨

女性等に対するあらゆる暴力をなくす取組の推進

施策の方向

●女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

暴力は、決して許されるものではありません。女性に対する暴力は女性の生命や心身に対する極めて重大で有害な影響を与える人権問題であるとの認識を広く浸透させ、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識づくりに向けて啓発を行います。

●ドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)の防止に向けた取組の推進

ドメスティック・バイオレンスは、今まででは、家庭の問題や個人間での問題としか取り上げられていませんでしたが、「DV防止法」施行以来、今では犯罪的行為という認識が徐々に浸透しつつあります。潜在化しがちなドメスティック・バイオレンスを許さない社会意識を高めるよう啓発活動や相談機能の充実に向けた取組を推進します。

●職場やあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組の推進

セクシュアル・ハラスメントは、女性を対等な職場のパートナーと見られていない状況等が原因となって発生しています。セクシュアル・ハラスメントの防止については、「男女雇用機会均等法」で事業主に雇用管理上必要な措置を講ずることが規定されています。しかし、職場だけの問題ではなく、教育、地域、スポーツ、文化芸術、医療、社会福祉等あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメントが問題となっています。セクシュアル・ハラスメントをなくすために、引き続き啓発を行うとともに相談機能の充実に向けた取組を推進します。

●性暴力・ストーカー行為等の防止に向けた取組の推進

性犯罪、売買春、ストーカー行為等、女性を男性の「性」の対象としてのみ捉え、女性の意思を無視した許しがたい人権侵害です。男性が女性を対等なパートナーとして理解することや暴力を許さない社会の意識づくりに向けて啓発に努めます。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成	①出前講座の開催	女性に対する暴力は人権侵害であるとの認識を深めるための啓発を行う。	市民交流課
	②暴力追放に向けてのセミナー等の開催	女性に対するあらゆる暴力の問題について理解を深めるためのセミナー等を開催する。	市民交流課 子ども青少年課
	③社会教育・学校教育での取組	あらゆる暴力を許さない意識の醸成に向けて社会教育、学校教育で教育・啓発に取り組むとともに、学校・園を通じて保護者への啓発に取組む。	生涯学習課 学校教育課
	④女性に対する暴力について調査、研究	女性に対する暴力の実態を把握するために民生委員、児童委員等との連携を密にする。	子ども青少年課 社会福祉課
	⑤市職員への啓發	市職員に対し、女性への暴力防止に向けた意識啓發を行う。	人事課

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）の防止に向けた取組の推進	①出前講座の開催	ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）の防止に向けた啓発を行う。	市民交流課
	②防止に向けた啓発	ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）の防止のための課題を取り上げ、広報ひこねへの関連記事の掲載や広報誌を作成するなど、あらゆる機会を通じた啓発を行う。	市民交流課 子ども青少年課 人権政策課 生涯学習課 学校教育課
	③相談体制の充実	ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）について、被害者・加害者を問わず相談できる窓口を設置するとともに、国・県を始め専門的な相談援助機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた対策に取り組む。	子ども青少年課 市民交流課 人権政策課
職場やあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組の推進	①企業やあらゆる団体への防止対策の促進	セクシュアル・ハラスメント防止のために、企業、教育、地域、スポーツ、文化芸術、医療、社会福祉等あらゆる場で研修の取組が行われるよう働きかけるとともに、研修の実施に対して支援を行う。	商工課 人権政策課 市民交流課 生涯学習課 保健体育課 学校教育課 社会福祉課
	②防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止のための課題を取り上げ、広報ひこねへの関連記事の掲載、広報誌の作成、企業訪問など、あらゆる機会を通じた啓発を行う。	商工課 人権政策課 市民交流課
	③相談体制の充実	セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の充実を事業主に働きかける。関係機関との連携により、相談体制づくりを行う。	商工課 人権政策課 市民交流課
	④市職員への啓発	市職員に対しセクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修等を行う。	人事課
性暴力・ストーカー行為等の防止に向けた取組の推進	①出前講座の開催	女性に対する暴力は人権侵害であるとの認識を深めるための啓発を行う。	市民交流課
	②男女間のあらゆる暴力防止に向けた啓発	男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識を高めるよう、広報ひこねへの関連記事の掲載や広報誌を作成するなど、あらゆる機会を通じて啓発を行う。	市民交流課 子ども青少年課 商工課 介護福祉課 関係課
	③学校における性教育の充実	学校における保健学習を充実し、児童、生徒に思春期における心と体の発達について理解させ、性と生命を尊重する態度を育成する。	保健体育課 学校教育課
	④犯罪を許さないまちづくり	夜間における犯罪の未然防止を図るために、地域が実施する防犯灯整備に対する支援等を行うとともに、犬上・彦根防犯自治会の発行する「地域安全ニュース」で犯罪情報を探知するほか、有害図書等の回収や販売自粛運動の実施など、青少年の有害環境の浄化に向けた取組を実施する。	まちづくり推進室 子ども青少年課 少年センター



企業内同和問題リーダー養成講座
(セクシュアル・ハラスメントについての講座)

男女平等にかかる 教育・学習の推進

男女共同参画社会が実現するとこのようになります。

男女が互いの個性を大切にし、自立心と自己決定能力等が身につき、生き方の選択の幅が広がる教育が進むことで、家庭や学校、地域、職場で互いに協力し合い心豊かに生き生きと自立した暮らしができます。

【現状と課題】

男女共同参画社会の根底をなす人権尊重の精神は、生まれた時からの子育てが重要な役割を果たしています。また、人間形成のために教育の果たす役割も大きな力となります。

家庭教育をはじめとし、学校教育や社会教育のあらゆる分野で男女平等、男女共同参画の視点に立った教育・学習が進められており、市内の全幼稚園、小学校、中学校において出席簿の男女混合名簿を導入することができました。また、地域社会においては、男女共同参画社会づくり広報誌「かけはし」の発行、出前講座等の開催により、市民の意識も徐々に高まりつつあります。

社会的性別（ジェンダー）の存在を意識することによって、性差別、性別による固定的役割分担、偏見等に気づくことができます。家庭や地域社会の中で一人ひとりの個性と人権が尊重される教育や学習が重要です。

学校教育においては、学校運営や指導内容が、教職員の無意識の性別役割分業意識により、児童・生徒に性別で異なった指導や対応にならないよう、教職員の意識を高めるための研修機会の確保と充実が必要です。

男女が共に自立心や自己決定権を身につけ、経済的、生活的、精神的自立が果たせるように、効果的で現実的な教育・学習を進めることが重要です。



第21回男女共同参画フォーラム

男女平等にかかる 教育・学習の推進

推進課題 ⑩

家庭教育の推進

施策の方向

●個性と能力を育てる家庭教育の啓発

性別役割分業意識にとらわれず、お互いの個性を伸ばし合う家庭教育の啓発を行います。

●男女平等教育に関する講座などの充実

男女平等教育を推進するため、講座の内容や運営の工夫を図り、充実に取り組みます。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
個性と能力を育てる家庭教育の啓発	①男女共同参画社会地域推進員の設置	男女共同参画地域推進員を設置し、地域での啓発を行う。	市民交流課
	②すくすく教室・のびのび教室	乳幼児がいる保護者を対象に、子どもの発達特性を捉え、個性を大切にした子育てについての学習を実施する。その中で、父親の参加を促すなど、男女共同参画の視点で事業を展開する。	子育て支援課
	③家庭教育研修会	PTA連絡協議会において、保護者に対し、男女共同参画への理解も含めた家庭教育研修会を開催する。	生涯学習課
	④子育て支援対策事業	親子のふれあい交流のため、ひろば事業の開催や子育てネットワークへの支援を行う。	子育て支援課
男女平等教育に関する講座などの充実	①出前講座の開催	地域や団体に出向き、男女が対等な立場で家庭を築くための啓発を行う。	市民交流課
	②広報誌「かけはし」等の発行	男女共同参画社会実現のための課題を取り上げ、広報ひこねへの関連記事の掲載や広報誌を作成し全戸配布する。	市民交流課
	③男女共同参画フォーラムの開催	公募により組織する実行委員会に委託し、「男女共同参画フォーラム」を開催する。	市民交流課
	④公民館活動等での取組	公民館等において、男女平等教育に関する講座を開催する。	生涯学習課 人権教育課

行動目標 **6****男女平等にかかる
教育・学習の推進****推進課題 ⑪****学校教育・保育の推進****施策の方向****●男女平等教育の充実**

子どもたち一人ひとりの個性と能力が尊重され、性別にとらわれず、能力を伸ばすことのできる教育を進めます。

●教職員の意識の向上

社会的性別（ジェンダー）に気づく視点に立って教職員の意識改革を行うとともに、隠れたカリキュラムを点検するなど、男女共同参画の視点に立った教育・保育に取り組みます。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
男女平等教育の充実	①学習指導の充実	道徳教育、性教育、技術、家庭科などに、社会的性別（ジェンダー）に気づく視点を取り入れ、県配布の副読本を活用し、男女平等教育を推進する。	学校教育課 保健体育課
	②進路指導の充実	男女共に将来の自立に向けて自分の進路を主体的に選択できるよう指導を充実する。	学校教育課
	③生徒指導の充実	地域の様々な指導者に学び、幅広い体験活動を行うことにより、自尊感情や共感的人間関係を培い、生きる力を身につけさせる。	学校教育課
	④幼稚園・保育所・小・中学校における教材や遊具等の選定	幼稚園、保育所、小・中学校の教材や絵本等を購入するとき、社会的性別（ジェンダー）に気づく視点をもって選定する。	学校教育課 子育て支援課
	⑤学校通信や園だより等による保護者への啓発	小・中学校や幼稚園、保育所だよりなどを通して男女平等について啓発する。	学校教育課 子育て支援課
教職員の意識の向上	①教職員の研修	男女共同参画に向けた意識改革のための研修を推進する。隠れたカリキュラムの点検ができるなど、職員の意識改革と指導力向上のための研修を実施する。	学校教育課 保健体育課
	②保育士の研修	男女共同参画に向けた意識改革のための研修を推進する。隠れたカリキュラムの点検ができるなど、職員の意識改革と指導力向上のための研修を実施する。	子育て支援課
	③教職員の役割分担の見直し	学校・園における校務分掌や各行事での指導等の役割分担に隠れたカリキュラムがないかを点検し、職員の意識改革を推進する。	学校教育課

男女平等にかかる 教育・学習の推進

推進課題 ⑫

社会教育の推進

施策の方向

●男女共同参画に関する学習の充実

男女共同参画を理解するための学習内容の充実と機会の提供を行います。

●地域性を踏まえた学習や啓発の充実

地域の中に根強く残る男女不平等な慣習や慣行の見直しに向けて、地域に根ざした学習や啓発に努めます。

●男女平等観に立ったリーダーの育成

男女共同参画社会を実現するための地域リーダーを育成し、活動を支援します。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
男女共同参画に関する学習の充実	①差別をなくし人権を尊重あなたとわたしのつどい	市民を対象につどいを開催し、体験発表や講演を通して身の回りにある様々な矛盾や不合理に気づき人権を尊重する明るいまちづくりを目指す。	人権教育課
	②公民館の自主講座	女性の能力開発や生きがいの形成のための学習機会や男女共同参画に関する講座を開催し、固定的な役割分担にとらわれない市民意識を醸成する機会を提供する。	生涯学習課
	③広報誌「かけはし」等の発行	男女共同参画社会実現のための課題を取り上げ、広報ひこねへの関連記事の掲載や広報誌を作成し全戸配布する。	市民交流課
	④出前講座の開催	地域や団体などに出向き、性別役割分業意識の払拭やそれに基づく慣習の改善などについて啓発する。	市民交流課
	⑤男女が共に参加しやすい講座の開催	幅広い年齢層の男女が生涯を通じて共に学習できるような講座を開催する。誰もが参加の機会をもてるよう時間や場所を工夫する。	生涯学習課 関係各課
	⑥子ども会やスポーツ少年団等への指導者への研修	子ども会、スポーツ少年団等の指導者が社会的性別（ジェンダー）の視点が持てるように、啓発や研修を行う。	保健体育課 生涯学習課
地域性を踏まえた学習や啓発の充実	①公民館の自主講座	地域住民や団体に、地域の中に根強く残る男女不平等の見直しや男女共同参画に関する学習機会を提供する。	生涯学習課
	②教室・学校体育施設の開放	幅広い市民層の活動ができるよう、小・中学校の体育施設を開放する。学校の教育機能（ハード面・ソフト面）を地域住民に提供し、地域のコミュニティ活動を推進する。	保健体育課 生涯学習課
	③出前講座の開催	地域や団体に出向き、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を行う。	市民交流課
	④男女共同参画地域推進員の設置	男女共同参画地域推進員を設置し、地域での啓発を行う	市民交流課
男女平等観に立ったリーダーの育成	①女性人材育成講座の開催	女性人材育成講座を開催し、地域で活躍できる人材を育成する。	市民交流課
	②男女共同参画を推進する団体の育成・支援	男女共同参画実現のための研究や活動を実践する団体や個人を把握し、活動を支援する。	市民交流課 生涯学習課

国際的な取組との協調

男女共同参画社会が実現するとこのようになります。

国籍・人種・民族・出身を問わず、男女が互いの尊厳を認め、一人の人間として交流が進み、多様な文化、価値観に対して理解が進みます。そこから新しい文化や社会の仕組みが創造され、人々が地域の一員として暮らしやすい社会になります。

【現状と課題】

男女平等な社会の実現は、国籍・人種・民族を問わず、人類にとって重要な目標です。世界的にも1975年（昭和50年）「国際婦人年」の世界会議で「平等・開発・平和」の3つの目標の下に女性の自立と地位向上を目指して取り組むことが宣言されています。均衡の取れた持続的な経済・社会開発を実現するためには、女性が男性と共に経済・社会開発に参加し、同時に受益することが可能でなければなりません。

彦根市においても、外国籍市民が年々増加する傾向にあります。留学や結婚、仕事など様々な理由で生活する外国籍市民の中には、仕事や住宅の問題、あるいは言葉や習慣の違いから起こる様々な生

活上の困難に直面している人も少なくありません。国内では、外国籍市民の女性の一部が、性の商品化^{*1}の対象となり外国籍の女性の尊厳が侵害されている現実もあります。市民に女子差別撤廃条約^{*2}などの国際的な規範・基準を浸透させることが必要です。

社会的に弱い立場になりやすい外国籍市民の女性を支援し、地域において共に、暮らしやすいまちづくりを推進するため、多様な文化や価値観を理解し、身近なところで国際交流や平和活動への積極的な取組を進める必要があります。

また、外国籍市民が日常の悩みや問題を解決するための各種相談体制の充実が必要です。

これらの取組と連動して、男女共同参画の推進を図ることが必要です。

外国人登録者数の推移

年	月 日	総数	韓国・朝鮮	中国	ブラジル	米国	フィリピン	ベトナム	その他
2000	10月 1日	1601	330	163	715	76	148	66	103
2001	10月 1日	1628	315	190	686	64	141	108	124
2002	10月 1日	1673	305	237	643	69	190	111	118
2003	10月 1日	1754	307	318	611	70	232	115	101
2004	10月 1日	2089	310	412	746	83	293	127	118
2005	10月 1日	2293	304	507	826	78	330	114	134
2006	4月 1日	2245	302	526	813	81	259	130	134

資料出典：市民課

用語解説

※1 性の商品化

主に女性の性・性的身体そのものや性的サービスを物=商品として扱うこと。いわゆる売買春からポルノ、セックスアピールを利用した広告、ミス・コンテストや女性に期待されるお茶くみサービスなど、広い現象に用います。性の商品化は、男女の固有的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題といえます。また、情報化社会の進展に伴なって、雑誌、テレビ、ビデオ、コミック誌などマスメディアの性表現や女性表現に性の商品化傾向が著しく目立ち、低年齢化する傾向もあり、問題を深刻化しています。

※2 女子差別撤廃条約

正しくは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。中心理念は男女が固有的な役割をもつという考え方をやめ、男女共に自分の個性を尊重する、自分らしく生きることを目指しています。日本は、国籍法の改正と高等学校家庭課カリキュラムの男女選択必修、男女雇用機会均等法を制定したのち1985年に批准しています。なお、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）は、差別（いわゆる逆差別）とならないことも明らかにしています。

推進課題 ⑬

市民啓発と多文化共生のまちづくり

施策の方向

●国際理解のための市民啓発

男女共同参画の実現は、国際的な目的です。諸外国の先進的な取組などについて情報収集を行うとともに、国際社会から学び市民への情報提供を行います。

●外国籍市民と共生するまちづくり

外国籍市民にとっても男女共同参画が実感できる暮らしやすいまちづくりを推進するため、通訳、相談体制等の充実に向けた取組を推進します。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
国際理解のための市民啓発	①学校教育の中での国際理解	我が国の歴史や文化・伝統および他国についての理解を深め、国際社会において何をなすべきかを考え国際社会で信頼される日本人を育成する国際理解教育を推進する。	学校教育課
	②世界の女性問題等に関する情報の収集と提供	男女共同参画センターで、男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供を行う。	市民交流課
	③人権市民のつどいの開催	毎年6月第2日曜日を人権市民の日と定め、同和問題・女性・子ども・外国人などに関わる幅広い意味での人権尊重の意識高揚に向けた啓発を行う。	人権政策課
外国籍市民と共生するまちづくり	①相談事業	外国籍市民にとっても安心して暮らせる地域社会を築くために、多言語による相談事業を実施する。生活上の問題点や悩み、日本の制度等に関し、多言語による電話相談窓口を開設するとともに、ポルトガル語については、国際交流員や通訳配置により、各種相談を受け付ける。	市民交流課
	②外国籍市民に対するサービスの向上	外国籍市民に対する市の窓口サービスの向上を図るために国際交流員の招致などを行うほか、各種施策等の案内文書やパンフレットの外国語版を作成し周知する。	市民交流課 関係課
	③外国人児童生徒相談員派遣事業	生活習慣や文化の違いからくる学校教育への不安を解消し、児童生徒の学習状況を改善するため、母語がわかる相談員を幼稚園および小・中学校に派遣する。	学校教育課

III

多様な生き方の できる環境整備

行動目標 8 生涯を通じた女性等の健康づくりの推進……………	56
9 多様な人たちが安心して暮らせる環境の整備……………	60

生涯を通じた女性等の健康づくりの推進

男女共同参画社会が実現するとこのようになります。

女性自ら出産をするかどうかという選択を含め、安心して出産・育児ができるとともに、自らの能力を発揮しながら、生き生きと健康に暮らすことができます。また、女性の性が尊重されることにより、男性の性も尊重され、互いに理解し協力し合える社会となります。

【現状と課題】

女性も男性も次世代を産み育てる重要な役割を担っています。

そのためには、安心して出産し、育児が行える社会づくりや、幼少期より、互いの生命と性を尊重する意識と行動を育てていくことは必要不可欠です。

また、男女の性の違いを、生理機能の差異として正しく認識されるよう、思春期における性教育の充実に努めるとともに広く市民に普及する必要があります。

女性にとって、近年に見られる核家族の増加や、家族形態の変化は、妊娠・出産・育児に対する不安や家庭や地域における出産・育児環境の孤立化を原因とした精神的負担を生じさせることになりました。特に、働く女性にとっては、家事・育児の二重の負担がかかっており、自分自身の健康管理がおろそかになりかねません。

こうした中で、男女雇用機会均等法において、働く女性の妊娠中および出産後の健康管理は雇用主に義務付けられており、

女性が、心身ともに健康に働き、安心して出産できる体制づくりが必要です。

彦根市においては、「ひこね元気計画21」に基づき、食生活や生活習慣の見直しと改善、運動等を通じての健康づくりに取り組んでいます。

1994年（平成6年）、国際人口・開発会議^{*1}で提唱された「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」^{*2}の概念により性と生殖に関して、女性の自己決定権の尊重が重要とされるようになりました。この考え方を女性自身がしっかりと認識するとともに、社会全体に浸透させることが重要です。また、性同一性障害^{*3}などに対する正しい認識と理解を深めていく必要があります。

今後は、女性はもとより男性も自己の性と健康管理に関する正しい知識と、自己健康管理意識の高揚を図ることができるよう生涯を通じての健康づくりを広く啓発し、広報する必要があります。

用語解説

※1 国際人口・開発会議

1994年（平成6年）カイロで開催。女性のエンパワーメントとリプロダクティブ・ヘルス／ライツをキーワードとする行動計画が採択されました。人口施策の動向分析に主眼を置き、国際人口移動と開発が大きな課題となりました。

※2 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

Reproductive Health/Rights

性と生殖に関する健康・権利。人権と性的視点から、妊娠・出産・避妊その他について、男女の身体的・精神的・社会的なよりよい状態を保障し、子どもを産むかどうか、いつ何人産むかについて、女性が自らの意思で選択できる自己決定権を尊重する考え方をいいます。

※3 性同一性障害

身体的な性別、およびそれによって割り振られる戸籍上の性別や社会が要求する性別役割などと本人の心が自認している精神的な性別に、不一致や混乱があり、そのため種々の問題を生ずる状態をいいます。

行動目標 8

生涯を通じた
女性等の健康づくりの推進

推進課題 ⑯

女性の健康の保護に関する啓発

施策の方向

●女性の健康の保護に関する啓発等の推進

男女雇用機会均等法や労働基準法の保護規定の周知啓発に取り組みます。また、男女共に趣旨徹底に向けて、妊娠・出産に関し正しい理解と認識を深め、女性の健康の保護が性差別の原因とされることがないよう啓発や学習の充実に取り組みます。

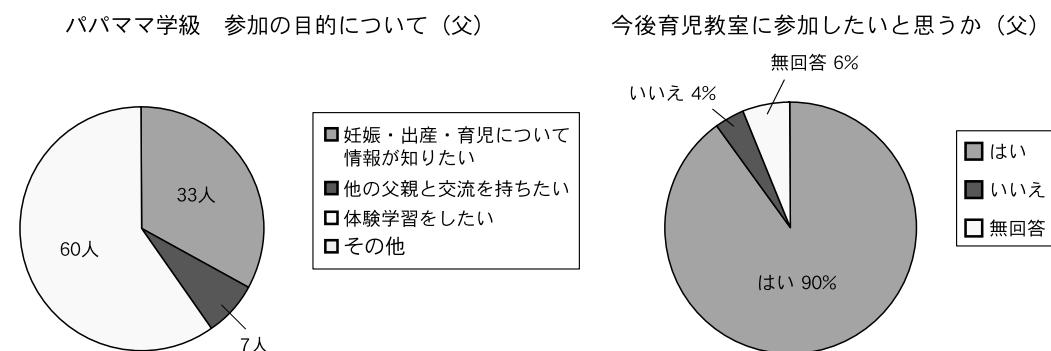
●思春期における心と体の発達についての学習の推進

互いの生命と性を尊重する意識を醸成するため、学校と家庭が一体となり子どもの成長、発達に応じた性教育を進めます。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
女性の健康の保護に関する啓発等の推進	①ハローベビーレッスン・パパママ学級	妊婦およびその夫等に対し、妊娠中の生活、出産、育児に対する正しい知識の啓発を行う。また、パパママ学級では妊婦体験や沐浴等の体験実習を通して、夫婦が共に子育てする意識を育てる。	健康管理課
	②妊婦一般健診	妊娠中(前期・後期)に妊婦健康診査を行うことにより、妊娠中の異常の早期発見、必要な保健指導を行う。	健康管理課
	③学校教育や社会教育における教育	学校教育や社会教育において、自他の生命の大切さを学んだり、互いの性を尊重したりする態度を養う。	学校教育課 保健体育課 生涯学習課
	④不妊治療への支援	不妊治療について、医療費助成制度活用の普及・啓発を行うとともに、不妊相談事業を行う不妊専門相談センターの利用を案内・周知する。	健康管理課
思春期における心と体の発達についての学習の推進	①学校における性教育の充実	学校における保健学習を充実し、児童、生徒に思春期における心と体の発達について理解させ、性と生命を尊重する態度を育成する。	学校教育課 保健体育課
	②家庭における性教育の充実	思春期における心と体の発達について、家庭での話し合いが充実するよう保護者に働きかける。	学校教育課 保健体育課

パパママ学級 2005年度（平成17年度）アンケート結果



資料出典：健康管理課

生涯を通じた 女性等の健康づくりの推進

推進課題 ⑯

生涯にわたる健康づくりの充実

施策の方向

●性差別意識の払拭

性別役割分業や固定的な性差観念を払拭し、女性の人権が尊重される社会づくりを進めます。また、性同一性障害などに対する正しい認識と理解を深めるための啓発等に取り組みます。

●男女共に生涯にわたる健康の保持増進

生涯にわたり、心身ともに総合的な健康対策を進めるため、保健・医療・福祉等の関係機関や団体との連携体制を整え、健康診査、健康相談、体力づくりの充実、また、正しい食生活や運動習慣、ストレス防止および性差に応じた医療の啓発に取り組みます。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
性差別意識の払拭	①広報誌「かけはし」等の発行	男女共同参画社会実現のための課題を取り上げ、広報ひこねへの関連記事の掲載や広報誌を作成し全戸配布する。	市民交流課
	②出前講座の開催	地域や団体等に出向き、性差別意識の払拭に向けた啓発を行う。	市民交流課
	③学校教育や社会教育における人権学習	学校や地域での人権学習を通して、互いの良さを認め合いながら、男女が共同して生活していくとする実践的な態度を養う。	学校教育課 人権教育課 生涯学習課 保健体育課
	④人権市民のつどい開催	毎年6月第2日曜日を人権市民の日と定め、同和問題・女性・子ども・高齢者・外国人・障害者等に関わる幅広い意味での人権尊重の意識高揚に向けた啓発を行う。	人権政策課
男女共に生涯にわたる健康の保持増進	①基本健康診査	学校・職場等において健診を受ける機会のない18歳以上の市民を対象に健康診査を実施する。また、65歳以上を対象に胸部レントゲン撮影を行う。	健康管理課
	②がん検診	40歳以上（子宮がん検診は20歳以上）の市民を対象に、各種がん検診を実施し、がんの早期発見を図るとともにがんに関する知識の啓発を行う。	健康管理課
	③健康相談・健康教室	健康相談においては、女性の体と性、更年期障害等の相談に応じるとともに専門医療機関等の案内を行う。また、妊娠初期から子育て期における不安や悩みを軽減するための相談に応じる。生活習慣予防等のために、生活習慣を見直し、栄養、運動等日常生活の指導を行う。	健康管理課
	④ひこね元気計画21推進事業	市民・行政・地域・事業者等との協働のもと、市民が健康で生き生きと暮らせるよう、一人ひとりの健康づくりを支援するまちづくりに取り組む。	学校教育課 健康管理課

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
男女共に生涯にわたる健康の保持増進	⑤HIV／エイズ等の予防啓発事業	HIV／エイズや性感染症の予防について、正しい知識の普及をするため啓発を行う。	健康管理課 保健体育課 学校教育課
	⑥薬物乱用の防止とアルコールの害についての啓発	児童・生徒が薬物やアルコールとの関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物の害について指導する。地域社会においても青少年健全育成活動の一環として啓発を進める。また、広く市民にも広報紙等を通じて啓発を進める。	保健体育課 学校教育課 少年センター 健康管理課 障害福祉課
	⑦心の相談窓口開設事業	近年の社会変化により、家庭・地域で受けとめることができない精神的悩みや不安に対応する。	市民交流課 教育研究所 少年センター 関係課
	⑧市立病院医療相談	市民の受診または、療養に関する相談を広く受けけるため、医療相談を実施する。	医事課
	⑨市立病院診療科紹介	「広報ひこね」やホームページなどによる市立病院各診療科の紹介や代表的な病気についての説明を通して、男女の特性に対応した診療の広報に努める。	企画経営課

男女共同参画センター ウィズ相談室 2005年度（平成17年度） 相談実績

相談内容	件数	男	女	不明	夫婦	家族・親族	地域・近隣人間関係	離婚	DV	心の悩み	申込・問い合わせ	その他の	
												無言	その他
総合相談（電話）	206	27	150	29	25	47	27	15	8	74	34	28	5
総合相談（面談）	29	3	26	0	8	12	4	5	7	10	1	0	0
心の悩み相談	29	4	25	0	5	13	5	5	4	13	0	0	0
総 数	264	34	201	29	38	72	36	25	19	97	35	28	5

資料出典：男女共同参画センター

行動目標

9

多様な人たちが 安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画社会が実現するとこのようになります。

高齢者、障害者、ひとり親家庭など多様な立場や家族形態にある人たちが、その能力や意欲を発揮しながら社会参画し、自立した生活ができます。また、地域との交流を通じて相互理解を深め、互いに安心して暮らすことができます。

【現状と課題】

日常生活における自立や社会参画を行ううえで、様々な制約を受けがちな人たちが、その能力や意欲を発揮しながら社会参画し、充実した生活を送ることができるような社会基盤や環境の整備が望まれています。

彦根市においても、それら世帯や障害者家庭等の生活上の悩みや問題の相談にのり、健康に対するアドバイス、職業確保、経済的自立を図るための支援体制づくりの充実が必要です。

また、障害者や高齢者が、安全に自由に社会参画できるように、ノーマライゼーション^{※1}の理念が幅広く認識されるこ

とが重要です。

介護保険制度の円滑な運営や医療費の助成制度に加え、相談支援体制の整備、社会参画の促進等の施策を整える必要があります。

さらに、経済的自立には、働く場が必要であり、高齢者、障害者、ひとり親の人がより多く就労できるように、事業所への積極的な働きかけはもちろん、雇用の場の創設も求められています。

そうしたうえで、多様な立場や家族形態にある人たちの権利が擁護されるよう、啓発を進めるとともに、地域住民の相互理解、相互支援を促進することが望まれています。

用語解説

※1 ノーマライゼーション **Normalization**

障害者や高齢者など、社会的に不利を負いやすい人たちを施設などに隔離せず、あるがままの姿で同等の権利を享受し、生活することが当然とする考え方をいいます。

行動目標 9

多様な人たちが安心して
暮らせる環境の整備

推進課題 ⑯

高齢者の自立と安定した暮らしの支援

施策の方向

●経済的・精神的に安定した生活の確保を図り、生き生き暮らすための支援

高齢期における生活の安定と、男女の役割分担が固定化しないよう生活の自立に向けて、生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりに向けた生涯学習の機会の充実を図るとともに、社会への積極的な参画を通じ、世代間交流が図れる社会づくりに向けた取組を推進します。

●地域での支援体制の充実

地域において、ともに生きる社会づくり、誰もが穏やかな気持ちで安心・安全な毎日を送れるまちづくりの実現のために、支え合いの心が一人ひとりの市民に芽生え、根付くよう取り組むとともに、地域活動と介護保険サービス、医療サービスなどの連携により、地域に即した取組を支援します。また、介護が必要になっても誰もが住み慣れた地域で生活が続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進に対する必要な援助、支援を行う地域ケアシステムを総合的に担う拠点として地域包括支援センターを設置して取り組みます。

●男女が共に介護を担うための支援

「介護は女性がするもの」といった思い込みや慣習を解消し、男女が共に担い、社会全体で介護を支えあうことの重要性について、広く認識されるよう意識啓発を進めます。

主な施策

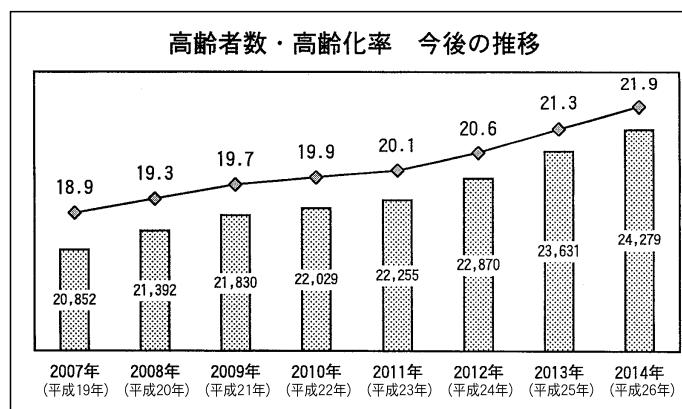
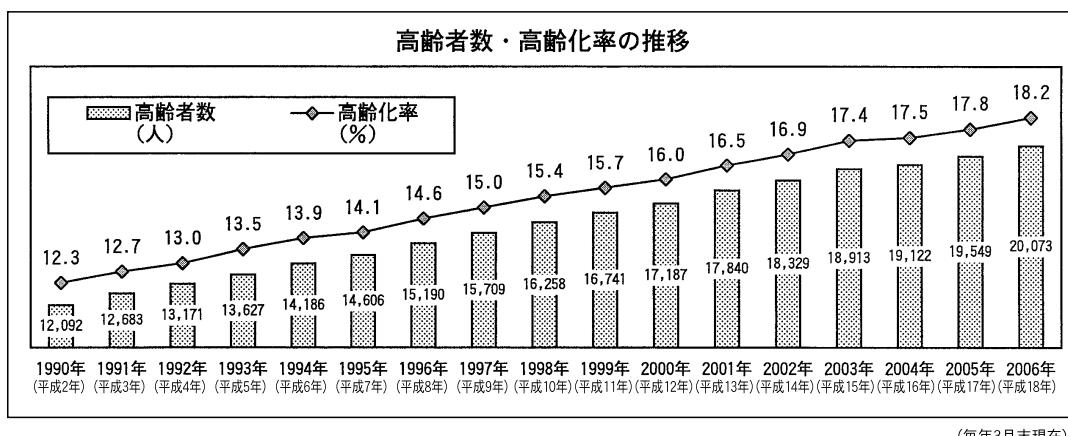
施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
経済的・精神的に安定した生活の確保を図り、生き生き暮らすための支援	①生涯学習活動の推進事業	生きがいづくりのための講座などを開設し、学習機会の充実を図るとともに、自立した生活のための知識習得を促進する。また、講座などで男女共同参画に関する学習機会を充実する。	生涯学習課
	②高齢者の雇用の促進と拡大	働く意欲のある高齢者に対して、働く場の提供ができるように、シルバー人材センターへの支援や、企業に対して雇用の拡大を働きかける。	介護福祉課 商工課
	③高齢者組織の育成	高齢者の生きがい対策と健康づくりのため社会活動が活発に行われ、生活を豊かなものにするとともに、明るい長寿社会づくりのため、老人クラブ活動に対する支援を行う。また、活動において男女共同参画社会づくりに向けた取組を促進する。	介護福祉課
地域での支援体制の充実	①介護家族への相談・指導の支援	介護家族の精神的・身体的負担の軽減を目的に訪問指導や電話相談を実施するとともに、介護家族への相談・指導の支援に取り組む。	介護福祉課
	②介護に関する情報の提供・相談の充実	地域包括支援センターを設置して、介護予防、在宅介護、権利擁護、虐待の早期発見・防止などの総合的な相談ができる体制を充実するとともに、地域での社会資源を活用したネットワークづくりの推進や介護教室などを開催する。	介護福祉課

行動目標 9

多様な人たちが安心して
暮らせる環境の整備

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
地域での支援体制の充実	③地域ケアの推進	高齢者の在宅生活を支えるため、地域に密着した民生委員・児童委員の活動、専門的力量を生かした社会福祉協議会の地域活動やボランティア団体の活動に対して支援を行うとともに性別役割に関係なくお互いに支えあえるまちづくりを推進する。	介護福祉課 社会福祉課
男女が共に介護を担うための支援	①介護休業やボランティア休暇の趣旨普及	事業主に対して、介護休業の趣旨徹底と、取得しやすい環境づくりの推進を働きかける。また、ボランティア休暇等の制度導入についても啓発する。	商工課
	②出前講座の開催	地域や団体などに出向き、介護を男女が共に担うことの重要性や高齢期にも自立した生活を送れるように啓発を行う。	市民交流課
	③介護者教室の開催	男女が共に介護が担えるよう介護の知識や技術を学習する機会を提供するとともに、自主的な活動を支援する。	介護福祉課



* 高齢者=65歳以上人口

高齢化率=人口に対する高齢者の割合

資料出典：第3期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

行動目標 9

多様な人たちが安心して
暮らせる環境の整備

推進課題 ⑯

ひとり親家庭の自立支援

施策の方向

●日常生活の自立支援

子育てに対する悩みや不安・日常生活に対する相談、安心して働ける環境づくりや保育所・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実を図り、経済的な自立支援の促進など、各家庭の実態に応じた支援の充実に向けた取組を推進します。

●地域活動等に参加できる環境づくり

社会的に孤立することなく、家庭や地域の中で安心して生活できるよう地域住民間の交流を進めるとともに、相互理解や相互支援を促進する学習・啓発に取り組みます。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
日常生活の自立支援	①福祉医療費助成事業	ひとり親家庭の自立支援の一つとして医療費を助成し、経済的負担の緩和とともに、これらの人々の保健の向上と福祉の増進に取り組む。	保険年金課
	②相談体制の充実	母子福祉推進員や、民生委員・児童委員による、ひとり親家庭の自立や生活安定に必要な指導や相談体制の充実に取り組む。また、母子自立支援員によるひとり親家庭の自立に必要な情報提供や相談指導等の充実に取り組む。	子育て支援課 社会福祉課
	③家事・子育て等の支援体制の充実	家庭生活支援員を派遣し、日常生活の援助や子育ての支援に努め、ひとり親家庭の支援体制の充実に取り組む。	子育て支援課
	④各種貸付金制度の周知	生活、就労などのための各種貸付金制度について広く周知する。	子育て支援課
	⑤就業の支援	技能習得および就業の支援を行う。	子育て支援課
	⑥保育所の充実	年度途中の乳幼児の円滑な保育所への入所や、延長保育、病後児保育についても体制の整備をする。また、事業所内保育所の充実促進を図るように働きかける。	子育て支援課 商工課
	⑦放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全育成を図ることにより働きやすい環境づくりの支援を行う。	子育て支援課
地域活動等に参加できる環境づくり	①支援サービスの充実	地域でのイベント、学習会などに参加しやすいように、託児サービス等の充実に取り組む。	各関係課
	②意識啓発の推進	地域や団体などに出向き、多様な立場にある人たちの権利が擁護されるよう意識啓発するとともに、地域住民相互の交流が促進されるよう啓発を行う。	人権政策課

行動目標 9

多様な人たちが安心して
暮らせる環境の整備

推進課題 ⑯

障害のある人たちの自立支援

施策の方向

●障害のある人の生き方を尊重し、共感して生きる男女共同参画社会の実現

障害のある人など自立した日常生活が困難になりやすい人たちが、社会的に孤立することなくその能力や意欲を發揮しながら社会参画し、そういった人々を支える支援者や介護者とともに地域社会の一員として相互理解と交流を深めることのできる環境整備に向けた取組を推進します。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
障害のある人の生き方を尊重し、共感して生きる男女共同参画社会の実現	①障害のある人の雇用促進と拡大	働く場の提供ができるように、企業に対して積極的に雇用の拡大を働きかける。	障害福祉課 商工課
	②ノーマライゼーションの意識の浸透	ノーマライゼーションの意識の浸透を図り、心のバリアフリーを進めるために啓発や学習機会の充実に取り組む。	障害福祉課
	③在宅生活支援の充実	障害のある人がホームヘルプを利用したり、ショートステイを利用することにより、障害のある人の在宅生活の維持や向上を進めるとともに、介護者の負担の軽減に向けた取組を推進する。また、同性介護がより充実するよう事業所へ働きかける。	障害福祉課
	④障害児および保護者に対する支援	障害のある子どもたちの健全な育ちを保障するための社会の仕組みを確立するため、その保護者、特に母親に対する精神、経済両面からの継続的な支援に取り組む。	障害福祉課 子育て支援課 子ども青少年課 学校教育課

IV

総合的な取組の推進

行動目標 10 推進体制の整備強化 66

推進体制の整備強化

男女共同参画社会が実現するとこのようになります。

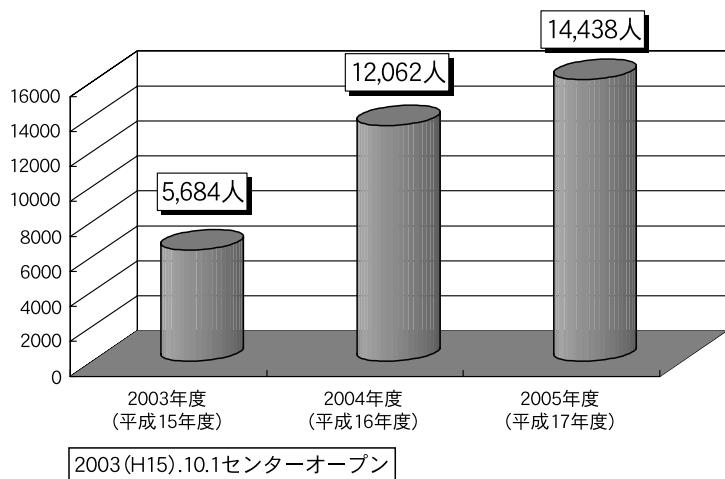
市民、企業、団体、行政が互いの立場を尊重しながら、連携・協力し、取組を進めることによって、良好な関係が築かれ、互いに個性を尊重しあい 一人ひとりが輝いて生きられるまち ひこねが実現がされます。

【現状と課題】

本市では、2002年（平成14年）4月に「男女共同参画を推進する彦根市条例」を施行し、それに基づき「男女共同参画ひこねかがやきプラン」に掲げた各施策を行政、市民、事業者との協働により実施してきました。また、2003年（平成15年）10月には男女共同参画を推進する市民活動と啓発の拠点として男女共同参画センターを設置しています。今後も、市内部（府内）においては、担当部門の充実や、関係部課を横断的に連携する「彦根市男女共同参画社会づくり推進本部」の機能を

強化させる必要があります。また、男女共同参画センターを核に、男女共同参画を推進する人材の育成や市民啓発を充実させるとともに、男女共同参画地域推進員活動を活性化させるなど、男女共同参画を効果的に推進する体制を充実させていく必要があります。さらに、社会環境が大きく変化し、女性に限らず男性を含めた深刻な悩みごとや問題に適切なアドバイスができるよう相談体制を充実し、専門の相談員の配置だけでなく、外部の相談機関との連携によって、スムーズな対応ができるよう相談窓口の充実が必要です。

男女共同参画センター「ウィズ」利用者実績



男女共同参画センター「ウィズ」

行動目標 10

推進体制の整備強化

推進課題 ⑯

推進体制の強化と施策の推進

施策の方向

●推進本部体制の強化

関係各課等と連携を図りながら男女共同参画社会を実現する施策を全庁的・総合的に推進するため、庁内推進本部体制のより一層の強化に取り組みます。

●男女共同参画社会実現のための施策の充実

関係各課において男女共同参画社会実現のために、本計画に基づききめ細かな施策を推進します。

●市民、企業等とのパートナーシップの強化

市民、企業等とパートナーシップを築きネットワーク化と、交流、活動の拠点となる場を定め、市民等のエンパワーメントを強めます。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
推進本部体制の強化	①彦根市男女共同参画社会づくり推進本部の運営	推進本部会議を定期的に開催し、関係各部課等と強力な連携を図るなど、組織の強化に向けて取り組む。	市民交流課
男女共同参画社会実現のための施策の充実	①彦根市男女共同参画社会づくり推進本部での取組	本計画に基づく諸施策の進捗状況の把握を行い、必要に応じて達成目標の設定や計画の点検を行う。	全 庁 市民交流課
	②男女共同参画を推進する彦根市条例の普及、啓発	男女共同参画の基本理念および市民、企業、団体、行政のそれぞれの担う役割等を明らかにした条例の普及、啓発に努める。特に市は、男女共同参画の視点に立った職場環境の整備について率先した取組を行う。 ・男女共同参画推進事業者の表彰 ・市民、事業者の責務の浸透	全 庁
	③男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点の充実	男女共同参画センターを男女共同参画を推進する市民活動および啓発の拠点施設として、各種講座の開催、団体活動の支援と場の提供、相談、情報提供等の機能が果たせるよう、管理運営の充実に取り組む。	市民交流課
	④積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入	市の施策においては、男女共同参画を推進する彦根市条例に基づき、必要な範囲内において積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を導入し、推進する。	全 庁
	⑤男女共同参画都市宣言の実施	人が人として尊重され、生き生きと生きられる男女共同参画社会の実現を目指し「男女共同参画都市宣言」が行えるように取組を推進する。	市民交流課
市民、企業等とのパートナーシップの強化	①男女共同参画を推進する団体や個人とのパートナーシップの確立	男女共同参画社会実現のための活動を実践する団体や個人を把握し、活動を支援し、ネットワーク化に向けた取組を推進する。また、市の施策等の実施に当たってはNPO等との協働による取組を行う。	市民交流課 関係課
	②市民参画による評価組織の運営	男女共同参画の実現を目指した施策等の進捗状況を客観的に判断できるよう市民参画のもとに評価を行い、事業推進に生かす。	市民交流課
	③男女共同参画地域推進員の設置	男女共同参画地域推進員を設置し、地域での啓発を行う。	市民交流課

推進課題 ⑳

相談体制の充実

施策の方向

●相談窓口の充実と情報の提供

多様なニーズに対応できるよう各分野の相談窓口の充実に取り組みます。相談窓口の情報を広報紙などにより市民に周知します。

●相談員の研修の充実と情報ネットワークの強化

相談員の資質を向上させるための研修を行うとともに、相談窓口の連携や情報のネットワーク化を進めます。

主な施策

施策の方向	施策・事業	事業の概要	担当課
相談窓口の充実と情報の提供	①各分野での相談窓口の充実	様々な問題や悩みの相談に応じられるよう相談員の養成をはじめ、市民とのパートナーシップを築き相談窓口の充実に取り組む。	相談窓口開設各課 市民交流課
	②各種相談窓口の周知	各種相談窓口を広報や情報誌等を通じて周知する。	相談窓口開設課
相談員の研修の充実と情報ネットワークの強化	①相談員の研修の充実	男女共同参画に視点を置いた研修会を必要に応じて実施する。	相談窓口開設各課 市民交流課
	②相談窓口の連携とネットワーク化	府内の各相談窓口、相談員の連携を図り、より適切な相談窓口の紹介や情報のネットワーク化を進める。また、県内相談機関で構成するネットワークに加入する。	市民交流課 相談窓口担当課